

様

令和3年度

県の施策等に関する重点要望事項

 佐世保市

佐世保市政の推進につきましては、かねてから格別の御指導、御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

経済の動向は、国、地方ともに、新型コロナウイルス感染症の影響により、急速に悪化しており、極めて厳しい状況にあります。

本市はこれまで平成28年に中核市へ移行し、平成31年4月には本市を中心市とした「西九州させぼ広域都市圏」を形成し、元気な地方都市として我が国経済の足腰を支えるべく、その取組を進めております。さらに今後は、特定複合観光施設（IR）の誘致を何ととしてでも実現させ、国際競争力の高い魅力ある都市への飛躍を目指し、経済のV字回復の一助となるよう地方創生の推進にまい進してまいりたいと考えている所でございます。

御承知のとおり、本市には、米軍及び海上・陸上自衛隊という三種の基地等が所在し、かつ有人国境離島を有しているなど、国防上の見地からも非常に重要な役割を果たしておりますが、その性質上、市単独では解決できない課題が山積しておりますことから、このことは県の課題でもあることを御理解いただき、思いを一つにしながら、共に国に働きかけていただきますようお願いいたします。

以下に掲げております要望事項は、IRの誘致や、石木ダムの建設促進をはじめとした、令和3年度において特に御高配をいただきたいものであり、さらには、県御当局を通じまして、国に対しましても御支援をお願いいたすものでございます。

貴局におかれましては、これらの課題を共有いただき、その実現及び促進につきまして、格段の御高配を賜りますよう切にお願い申し上げます。

令和2年 6月

佐世保市長 朝長 則男

佐世保市議会議長 崎山 信幸

目 次

【本市の最重点課題】

※…「佐世保市国土強靱化地域計画」

（生活基盤関連事項）

関連事項

- 1 石木ダムの建設促進について※・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

（基地関連事項）

- 1 佐世保弾薬補給所（前畑弾薬庫）の移転・返還など
佐世保港におけるすみ分けの早期実現等について・・・・・・・・・・ 3
- 2 自衛隊による崎辺地区の利活用について・・・・・・・・・・ 10
- 3 前畑崎辺道路の整備促進について※・・・・・・・・・・ 14

（国際クルーズ拠点港関連事項）

- 1 佐世保港における国際船誘致について・・・・・・・・・・ 16
- 2 「官民連携による国際クルーズ拠点」を形成する
佐世保港におけるC I Qの対応支援について・・・・・・・・・・ 17
- 3 佐世保港国際クルーズ拠点整備に関連する道路整備について※・・・・・・・・ 18

（経済・観光関連事項）

- 1 九州・長崎 I Rの実現に向けた
県市一体となった取組の推進について・・・・・・・・・・ 21
- 2 企業誘致等の推進について・・・・・・・・・・ 23

（主要交通網関連事項）

- 1 西九州自動車道の整備促進について※・・・・・・・・・・ 24
- 2 一般国道205号の整備促進について※・・・・・・・・・・ 28
- 3 佐世保市から西九州ルートへの直通運行を視野に入れた
J R佐世保線等の輸送改善について・・・・・・・・・・ 31

（保健福祉関連事項）

- 1 佐世保地域の医師等医療従事者の確保について・・・・・・・・・・ 34

【本市の重点課題】

※…「佐世保市国土強靱化地域計画」

関連事項

（離島地域の振興）

- 1 離島地域の医療対策の充実について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

（農林水産業の充実）

- 1 農村地域防災減災事業の促進について※・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- 2 畑地帯総合整備事業の促進について※・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- 3 鳥獣被害防止対策及び助成措置の拡充について・・・・・・・・・・・・ 42

（保健・福祉・医療の充実）

- 1 佐世保市総合医療センター宇久診療所運営に対する県の支援について・・・・ 44
- 2 佐世保市子ども発達センター「療育部門」に対する支援について・・・・ 46

（安全を支える環境整備）

- 1 急傾斜地崩壊対策事業の整備促進について※・・・・・・・・・・・・ 48
- 2 特殊地下壕対策事業について※・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
- 3 二級河川の整備促進について※・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

（教育・文化の充実）

- 1 県北地域における文化芸術の振興について・・・・・・・・・・・・ 59
- 2 県立武道館の機能拡充について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
- 3 地域ニーズに即した高等学校教育の充実について・・・・・・・・・・・・ 62
- 4 県立世知原少年自然の家の運営存続について・・・・・・・・・・・・ 63

（快適な生活と交流を支える基盤整備）

- 1 幹線道路の整備促進について※・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
- 2 都市計画道路 佐世保縦貫線（国道35号）の
渋滞・交通安全対策とまちづくりについて・・・・・・・・・・・・ 70
- 3 地域の足であるバス等に対する支援の拡充について・・・・・・・・・・・・ 72
- 4 地域鉄道「松浦鉄道」の施設整備推進のための支援策の充実について※・・・・ 74

本市の最重点課題

【本市の最重点課題】

（生活基盤関連事項）

1 石木ダムの建設促進について

（「佐世保市国土強靱化地域計画」関連事項）

本市永年の課題であります水源不足の解消に向けて、工事工程に沿った確実な事業進捗を要望いたします。

（理 由）

石木ダム建設事業につきましては、地権者及び家屋移転者との補償契約の締結、代替宅地への家屋移転の促進、土地収用法における事業認定の申請、国土交通省のダム検証など県御当局のご尽力のもと、事業が進捗しているところでございます。

なかでも、平成25年9月には事業認定の告示があり、事業の必要性及び公益性が認められたことは大きな前進となりました。

石木ダム建設事業は本市の水道水源確保対策として、本市にとって必要不可欠な最重要の施策のひとつと位置付けております。

本市は度々給水制限の実施を余儀なくされるなど慢性的に厳しい水事情にあり、市民生活や経済活動に影響を与えております。

こうした厳しい水事情は未だ解消されておらず、平成元年以降でも3回の給水制限を実施しており、これ以外にも、頻繁に節水広報等の実施等の渇水対策を余儀なくされております。このような従来から慢性的に水源が不足している状況に加え、昨今の気候変動により将来の水資源状況が予測不能な状況となっており、水資源の安定的な確保はより重要性を増してきております。加えて事業の長期化により、既存ダムの老朽化への対処についても、水源不足の現状では根本的な改修等が行えない状況にあります。そのような中、ダム建設の工期の変更により、完成年度がさらに延長されたことで、本市にとりましては、今後さらに渇水のリスクと老朽化の進行の課題を抱え続ける状況となりました。

ひとたび給水制限となると市民生活は勿論、あらゆる社会経済活動に大きな影響を与えることとなります。

本市は平成28年4月に中核市に移行し、県北地域の要衝の地としての役割を果たすべく様々な政策を推進しているところですが、給水制限を伴う渇水となれば、致命傷ともなりかねない状況であり、水源確保による諸課題の解決については、これまでに以上に予断を許さない状況にあります。

また、本市はこれまで隣接する複数の町と合併を致しましたが、水道法において同一市町村における水道事業の統合については配慮することとされております。従来から旧合併地区も厳しい水源不足の課題を抱えており、その対応も考えていく必要があります。給水サービスの平準化と水道事業の効率化を図るためにも、今後、合併地区の簡易水道等の内可能な施設を佐世保地区の水道に順次統合していく方針としております。

石木ダムは、本市がこれまでに様々な水源確保対策の調査・検討を重ね、このような水事情を抜本的に改善できる最も有効な方策として推進してきているものでございます。

県御当局におかれましては、本市が抱えている水事情の諸課題への御理解を頂きますとともに、これまでに新規水源確保の必要性についてはあらゆる場面・手続きにおいて繰り返し認められてきたこと、及び工期延長を重ねる中で本市が大きな課題に直面してきていることを鑑み、工事工程に沿った確実な事業進捗を要望させていただくものです。

また、令和4年度から7年度への完成時期の延長により本市が今まで以上にリスクを抱え続けることとなりますことを御認識いただき、これまでも県水行政及び河川行政においては、渇水に陥った際には臨時的な水源からの用水の確保や取水・送水施設の設置などの支援策に御尽力をいただいていたところではありますが、これまで以上に緊急時の際には御支援を賜りますよう改めてお願いいたします。



総事業費	285億円
本市負担	約100億円
アロケーション	35.0%

土地補償地権者	
全体	121世帯

水没家屋移転者	
全体	67戸

(所 管)

土木部河川課

県民生活環境部水環境対策課

【本市の最重点課題】

（基地関連事項）

1 佐世保弾薬補給所（前畑弾薬庫）の移転・返還など 佐世保港におけるすみ分けの早期実現等について

佐世保弾薬補給所（前畑弾薬庫）の移転・返還など佐世保港におけるすみ分けにつきましては、基地政策の最重要課題であると強く認識しておりますので、国防という極めて重要な国策に最大限協力しております
本市の実情を御理解いただき、県とされましても格段の御支援をお願い
いたします。

- 1 「新返還6項目」の早期実現
〔佐世保弾薬補給所（前畑弾薬庫）の移転・返還等〕
- 2 基地等が所在することによる諸課題の早期解決
 - (1) 港内制限水域における漁業者の生活安定の取組
 - (2) 佐世保港の整備に関する取扱

（理 由）

国防及び日米の安全保障にかかる負担は、国民全体が等しく負うべきものと考えておりますが、現実的には、地勢的要件等により一部の地域が負担せざるを得ないことも認識しつつ、佐世保市は、国家的要請である安全保障の重要性に鑑み、これまで基地が所在するどこの都市よりも国策に協力してきたとの自負があります。

特に、佐世保港については、港区内の約8割が制限水域に設定され他に例を見ない大きな制約を受ける中で、在日米海軍、海上自衛隊、陸上自衛隊、民間企業等の施設が混在し、それぞれが十分に機能を発揮できない状況であり、基地の存在は日々の生活を営む市民にも様々な影響を与えております。

本市といたしましては、「基地との共存共生」を基本姿勢として、引き続き、国防という極めて重要な国策にできる限りの協力・支援を行ってまいり所存でございますので、本市の特殊性や防衛政策における貢献度合い等を御理解いただき、佐世保弾薬補給所（前畑弾薬庫）の移転・返還をはじめとする以下の佐世保港におけるすみ分けの早期実現等について、格別の御支援を賜りますようお願いいたします。

1 「新返還6項目」の早期実現

◎本市が早期実現を要望している「新返還6項目」

- ①佐世保弾薬補給所（前畑弾薬庫）の移転・返還
- ②赤崎貯油所の一部（県道俵ヶ浦日野線の改良にかかる地域）の返還【完結】
- ③旧米海軍専用鉄道側線（旧ジョスコー線）の返還
- ④赤崎貯油所の一部（佐世保重工業株式会社の一時使用地区）の返還【完結】
- ⑤立神港区第1号～第5号岸壁の返還
- ⑥制限水域全面の返還（但し、緩和を含む。）

佐世保港には、在日米海軍、海上自衛隊、陸上自衛隊、民間企業等の施設が混在し、また、港湾施設も不足していることから、それぞれが機能を十分に発揮できない状況にあります。

このようなことから、港のすみ分けと密接不可分の関係にある「新返還6項目」の早期実現を目指して、今日まで市民と議会、行政が一体となり国等に対し要望を続けてまいりました。国とされても、このような地域の実情に鑑み、御尽力いただいているものと考えております。

さて、本市における基地問題の最重要課題である前畑弾薬庫の移転・返還につきましても、平成23年1月、日米合同委員会で合意されたところであります。

前畑弾薬庫は、その跡地を本市の公共的利用または産業の振興等に活用するため、市民の悲願として、返還を強く要望してまいってきたところであり、現在、国からは弾薬庫移設に係る配置計画について検討を進め、今後は、これら検討の結果を踏まえた日米間の協議を加速していくと説明を受けております。

しかしながら、日米合同委員会合意から既に9年が経過しているものの、未だ具体の返還時期は見通せない状況であり、針尾島弾薬集積所への移転・集約について、苦渋の決断により御理解いただき、条件を付しての協力をいただいている関係地域・団体からは、国の事業推進姿勢に対し疑問や憤りを感じるといった声も聞かれます。

そのような中、本市といたしましては、関係地域・団体からの要望に対し、真摯に協議を重ねながら、一部、防衛補助事業の活用もある中、一定、市の一般財源をもって、移転先の環境整備について取組を進めているところであります。

さらに、本市による前畑弾薬庫返還跡地の利用構想を策定するとともに、移転先である針尾島弾薬集積所周辺における今後の交通事情の見込を踏まえ、道路に係る検討を行ったところであります。

1-1 前畑弾薬庫跡地利用構想の策定について

前畑弾薬庫については、市民の悲願として、これまで返還を強く要望してまいったところですが、平成30年3月にあらためて現時点における市としての跡地利用の基本的な考え方を前畑弾薬庫跡地利用構想としてとりまとめました。

そこでは、中心部に隣接する高い立地性、100年の時を刻む国内唯一無二の歴史的資産価値のある弾薬庫群（日本遺産）、豊かな自然環境など、前畑弾薬庫跡地が有する非代替的な価値、ポテンシャルを守り、活かすことを基本理念として、交流人口の拡大と雇用の創出を図るという地方創生の一つの起爆剤としての役割を担いつつ、同時に、佐世保の歴史を物語るシビックプライドの象徴としての土地利用を展望し、構想の実現に向け一日でも早い返還を要望するものです。

構想の策定にあたっては、市民主体のまちづくりの観点も踏まえながら、さまざまな立場の方から幅広く御意見等を伺うために、産業分野の代表者、学識経験者、建築士などの資格を持つ技術的専門家、近隣の地域住民の代表者、公募による市民、そして国の関係行政機関といった21名の委員で構成する「前畑弾薬庫跡地利用構想検討有識者会議」を設け、市民アンケートや関係者ヒアリングなど意見集約のための種々のプロセスも経て、まさに市民の返還に向けた切実な思いや気運の高まりを具現化する形で策定したものでございます。

県とされても、本構想の趣旨を御理解の上、改めて移転・返還の早期実現に対する本市の思いを共有していただき、国による重点的な予算配分など、一日も早い事業進捗に向けて御支援を賜りますようお願いいたします。

●跡地利用の基本的な考え方について（本構想抜粋）・・・別紙資料のとおり

1-2 針尾島弾薬集積所と国道205号（針尾バイパス）を直結する道路について

一方で、前畑弾薬庫の移転先である針尾島弾薬集積所が所在する江上地区におきましては、現在も弾薬運搬等の防衛施設関係車両が地域の生活道路を通行しておりますが、将来、弾薬庫の移転・集約に係る工事や、その後の弾薬庫としての運用により、今以上に車両の通行頻度の増加が見込まれ、地域住民の日常生活への更なる負担が懸念されます。

本市におきましては、地域住民からの強い要望を受け、生活道路とは別に防衛施設関係車両が通行するための新しいルートの調査・検討を行い、平成29年6月、九州防衛局へ検討結果を提示したところであります。

国におかれては、平成30年度から令和元年度にかけて実施された工事用道路に関する検討の結果を踏まえ、本市が提示したルートを含む複数のルート案から1本に絞り込んだ後、令和2年度から3年度までの2か年で、調査及び測量を実施されると聞き及んでおります。

当該道路の基本設計については、令和2年度防衛省予算の概算要求時には調査及び測量と併せて計画されていましたが、政府予算案の段階においては、ルート決定から基本設計に至る一つひとつのプロセスを丁寧に進めていくとの理由で実

施時期が見直され、先送りされた状況となっており、後戻り感は否めません。

令和2年度防衛省予算（前畑弾薬庫の返還に伴う建物等の移設関係）

概算要求時 約1億95百万円 → 予算案 約25百万円

つきましては、針尾島弾薬集積所が所在する地域住民の安全・安心の確保及び将来に亘る円滑な基地運営を図るため、当該工事用道路は工事終了後も、恒久的に防衛施設関係車両が通行するための専用道路として国において整備されるとともに、令和2年度政府予算において見送られた当該道路の基本設計については、令和3年度に予算化いただけるよう国に強く要望することにつきまして、御支援を賜りますようお願いいたします。

- 針尾島弾薬集積所と国道205号（針尾バイパス）を直結する道路
（佐世保市構想ルート） ・ ・ ・別紙資料のとおり

また、現在まで「新返還6項目」のうち赤崎貯油所に関連する2項目が完結をみており、さらに平成25年6月、日米合同委員会において返還合意されておりました、立神港区第3号岸壁の一部、第4号岸壁、第5号岸壁の一部及びその背後地について、平成26年2月、米側から日本側へ返還され、同年7月、国から佐世保重工業株式会社へ売却されました。佐世保港のすみ分けがいっそう進展するよう、更なる御支援を賜りますようお願いいたします。

2 基地等が所在することによる諸課題の早期解決

(1) 港内制限水域における漁業者の生活安定の取組

佐世保港区内における80%以上が、24時間、365日、立ち入り禁止をはじめとする各種の制限が設定されており、漁業活動に支障をきたしております。漁業者からは、提供水域における各種制限の設定で、自由に漁労ができないことに対する漁業損失補償という制度ではなく、生活保障的なものを求める声が大きく、制度の改善、見直しなどを特に要望するものです。

(2) 佐世保港の整備に関する取扱

佐世保港に関しましては、先の大戦後、連合軍の一員として米海軍が進駐し、その後、米海軍佐世保基地が創設される一方で、貿易港、給油指定港、食糧輸入港の指定を受け、さらには、昭和26年、国内産業の開発上、特に重要な港湾として準特定重要港湾の指定を受けるなど、商港機能の向上に努力し、平和産業港湾都市として大きく歩み始めました。しかしながら、昭和25年に勃発した朝鮮戦争により、外貿用の大型係船岸壁すべてを含む施設の大半が連合軍に再接収され、今日の米海軍佐世保基地の礎が築かれるとともに、海上自衛隊佐世保地方隊も所在することから、商港としての機能整備に大きな支障

をきたしております。

本市といたしましては、地域経済の発展を図る上で、佐世保港の商港機能の整備・充実は不可欠と考えており、国土交通省の御支援を賜りながら、国際クルーズ船の受入れ環境の整備といった「国際旅客船拠点形成港湾」としての取り組みなどを進めているところです。

引き続き、佐世保港の整備に関しましては、佐世保港が、軍商二本立てとして共存共生での運用を図らなければならなかったという歴史上の経緯や、制限水域により自由に利用できる水域が狭隘であることなど、国防に協力する本市の現状をお汲み取りいただき、引き続き、重点的な予算配分に係る国への働きかけ等、御支援を賜りますようお願いするものです。

【新返還6項目の進捗状況】

- 1 佐世保弾薬補給所（前畑弾薬庫）の移転・返還
 - ・平成17年10月4日、日米合同委員会の下部機関である施設調整部会の第1回会合で日本側の要望である「前畑弾薬庫の移転・返還」について日米間の協議開始
 - ・平成17年12月19日、施設調整部会の第2回会合で「前畑弾薬庫の移転・返還」について集中的に論議
 - ・平成19年6月15日、施設調整部会の第3回会合で、前畑弾薬庫の針尾島弾薬集積所への移転整備に関し、日米間の認識が一致した基本的考え方が示され、跡地の返還についても初めて言及される
 - ・平成21年4月7日、関係するすべての団体から「移転に関し協力する」との回答が得られる
 - ・平成21年4月23日、市として国に対し、移設に関して、特段の意見がない旨を回答
 - ・平成21年6月19日、施設調整部会の第4回会合で、今後、安全性の確保を最優先し、弾薬庫の移設事業の推進を図ること等について、日米間で認識が一致
 - ・平成23年1月17日、日米合同委員会で合意

- 2 赤崎貯油所の一部（県道俵ヶ浦日野線の改良にかかる地域）の返還
 - ※ 平成17年1月20日、返還完了

- 3 旧米海軍専用鉄道側線（旧ジョスコー線）の返還
 - ・平成16年12月21日、佐世保重工業(株)東門～西門について日米合同委員会で返還の基本合意

- 4 赤崎貯油所の一部（佐世保重工業(株)の一時使用地区）の返還
 - ・平成16年12月21日、日米合同委員会で返還の基本合意
 - ・平成19年3月26日、第28回旧軍港市国有財産処理審議会において、米国政府に対して返還要求するとともに、返還後は佐世保重工業(株)へ売却することを承

認

- ・平成20年3月13日、日米合同委員会で返還合意
※平成21年3月17日、返還完了

5 立神港区第1号～第5号岸壁の返還

- ・平成16年12月21日、3・4・5岸の一部について、日米合同委員会で返還の基本合意
※平成22年3月30日、当該岸壁返還の前提となるジュリエット・ベースン内の新岸壁完成
- ・平成22年10月1日、3・4・5岸の一部について、佐世保重工業(株)が取得要望書を提出
- ・平成22年11月26日、佐世保重工業(株)に対して売払うことについて、佐世保市として異存がない旨、福岡財務支局長崎財務事務所佐世保出張所に副申書を提出
- ・平成23年5月20日、第33回旧軍港市国有財産処理審議会において、米政府に対して返還要求するとともに、返還後は佐世保重工業(株)へ売払うことを承認
- ・平成25年6月13日、立神港区第3号岸壁の一部、第4号岸壁、第5号岸壁の一部及びその背後地について、日米合同委員会で返還合意
※平成26年2月4日、立神港区第3号岸壁の一部、第4号岸壁、第5号岸壁の一部及びその背後地について返還完了
- ・平成26年5月22日、第36回旧軍港市国有財産処理審議会において、立神港区第3号岸壁の一部、第4号岸壁、第5号岸壁の一部及びその背後地の売却価格について承認
- ・平成26年7月11日、立神港区第3号岸壁の一部、第4号岸壁、第5号岸壁の一部及びその背後地について、国から佐世保重工業(株)へ売却

6 制限水域全面の返還（但し、緩和を含む。）

[返還実績]

- ・平成16年 1月23日、ジュリエット・ベースン岸壁整備に伴う水域返還
- ・平成16年12月28日、横瀬地区L C A C施設整備に伴う水域返還
- ・平成21年 3月17日、佐世保重工業(株)が一時使用していた赤崎貯油所の一部土地の前面水域（約3.8ha）返還



(所 管)

危機管理課

水産部漁業振興課

◀前畑弾薬庫跡地利用の基本的な考え方▶

前畑弾薬庫跡地の
ポテンシャル

建造物群が現存する弾薬庫としての
唯一無二の歴史的価値

- 明治21年(1888年)に最初の火薬庫が完成してから現在に至るまで一貫して火薬庫(弾薬庫)として使用されてきた希少な歴史と、建物群として現存している国内唯一の場所

100年の歴史を刻む原生林が
残る豊かな自然環境

- 100年以上手つかずの自然・原生林が残る市内でも貴重なエリア。海から見た美しい景観も形成

中心部に隣接する
高い立地ポテンシャル

- 市街地または港の玄関口(佐世保駅・離島航路発着場)から約10分の好立地場所
- 中心部でまとまった敷地を確保できる貴重な場所

歴史的価値の保全・継承と
本市の経済・交流の活性化を加速させる
大きなチャンス！

《本市を取り巻く社会情勢》

交流人口拡大による地域経済活性化の
大きな契機、地方創生への取組

- 国際旅客船拠点形成港湾の指定
- IR構想の推進
- 旧軍港4市の日本遺産の認定
- 長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産の世界遺産登録への期待
- 成長可能性ランキング 全国10位に～将来に向けた大きな可能性～

市民の憩い・集える場としての大きな期待

- 市民アンケート調査(Web調査)により集客施設等への活用期待(割合が最も高い)
- 同調査にて回答した市民の約4割が「市民の憩い・集いの場」としての活用を望む[港内の臨海部において、都市機能上求められる市民に開放された親水空間がほとんどない]

基本理念

弾薬庫の歴史的資産価値(日本遺産)と豊かな自然環境を守り・活かし、
本市の交流人口拡大と雇用創出を加速化させる土地利用を展望する

本市待望の臨海部における平和産業港湾都市にふさわしい
「新たな※シビックプライド拠点」の誕生へ

優位性・
ポテンシャル

- ◎佐世保駅から2km圏内に位置する観光拠点の一つ
- ◎佐世保では唯一の歴史的建造物・自然・景観が一体的に残された観光資源

- ◎佐世保みなどインターから僅か500mの立地
- ◎中心部では唯一のまとまった用地
- ◎隣接する工業地域との連携の可能性
- ◎歴史的資源とビジネスの融合という新たな可能性

基本コンセプト
(2パターンの将来展望)

将来展望 A

自然的・歴史的資源を活かした
新たな交流拠点の創出



2つの活用イメージ

将来展望 B

立地環境を活かした
産業活性化・雇用創出拠点



土地利用のテーマ・基本方針

(仮称)日本遺産「佐世保鎮守府」(近代化遺産)
の重点集客エリアとしての魅力向上と周遊形成

豊かな緑地環境及び海からの景観を保全し、また弾薬庫の歴史的資産価値(近代化遺産)を活かし、遊歩道等の整備によるアクセス性と回遊性を高め、新たな交流機会の創出を図る。

- ①建物群[弾薬庫(近代化遺産)]の保全・継承
- ②建物のリノベーション等による集客・交流施設の誘致等
- ③イベントなど多目的広場として使用できる公共用オープンスペース
- ④自然景観の保全

立地環境を活かした
企業等の誘致・立地による雇用創出

隣接する工業地域との連携を視野に、企業等の誘致・立地により産業創出を図るとともに、必要に応じて岸壁整備等を行い港の振興を図る。

- ①立地環境を活かした企業等の立地・誘致。必要に応じて岸壁整備等により港湾利用の推進
- ②建物群[弾薬庫(近代化遺産)]の保全・継承
- ③イベントなど多目的広場として使用できる公共用オープンスペース
- ④自然景観の保全

【注釈】シビックプライド・・・直訳すると「都市の誇り」。ここで言う「シビックプライド」とは、旧日本海軍の鎮守府が置かれてからの自然環境や建物など往時の姿が偲ばれ、国内唯一無二の100年超の歴史を刻む、戦後最大の返還跡地の利用に関して、市民の期待が高く、また市民にとって象徴的な場所(空間)となることを意図して表現したもの。

将来展望 A

自然的・歴史的資源を活かした新たな交流拠点の創出

(仮称) 日本遺産「佐世保鎮守府」(近代化遺産)の
重点集客エリアとしての魅力向上と周遊形成



(効果イメージ)

《類似事例による効果イメージ》 赤レンガパーク(舞鶴市)



赤レンガパーク(舞鶴市)
同水準の来訪者数の場合

46億円

(集客40万人/年の場合)

※舞鶴市の赤レンガパークの
年間来場者数は約40万人に
本市観光客消費単価
(11,662円/人・日帰り)を乗じた場合

観光消費額
による
経済的効果



将来展望 B

立地環境を活かした産業活性化・雇用創出拠点

立地環境を活かした企業等の誘致・立地
による雇用創出



(効果イメージ)

- ◎ 抜群の自然景観や個性的な建築物群は、IT系企業をはじめ、SOHO(デザイン系など)、クラフト系企業などの活用に最適
- ◎ 佐世保産業に新たな風を起こすベンチャー育成等の「ビジネス・コミュニティビレッジ」としての活用を展望

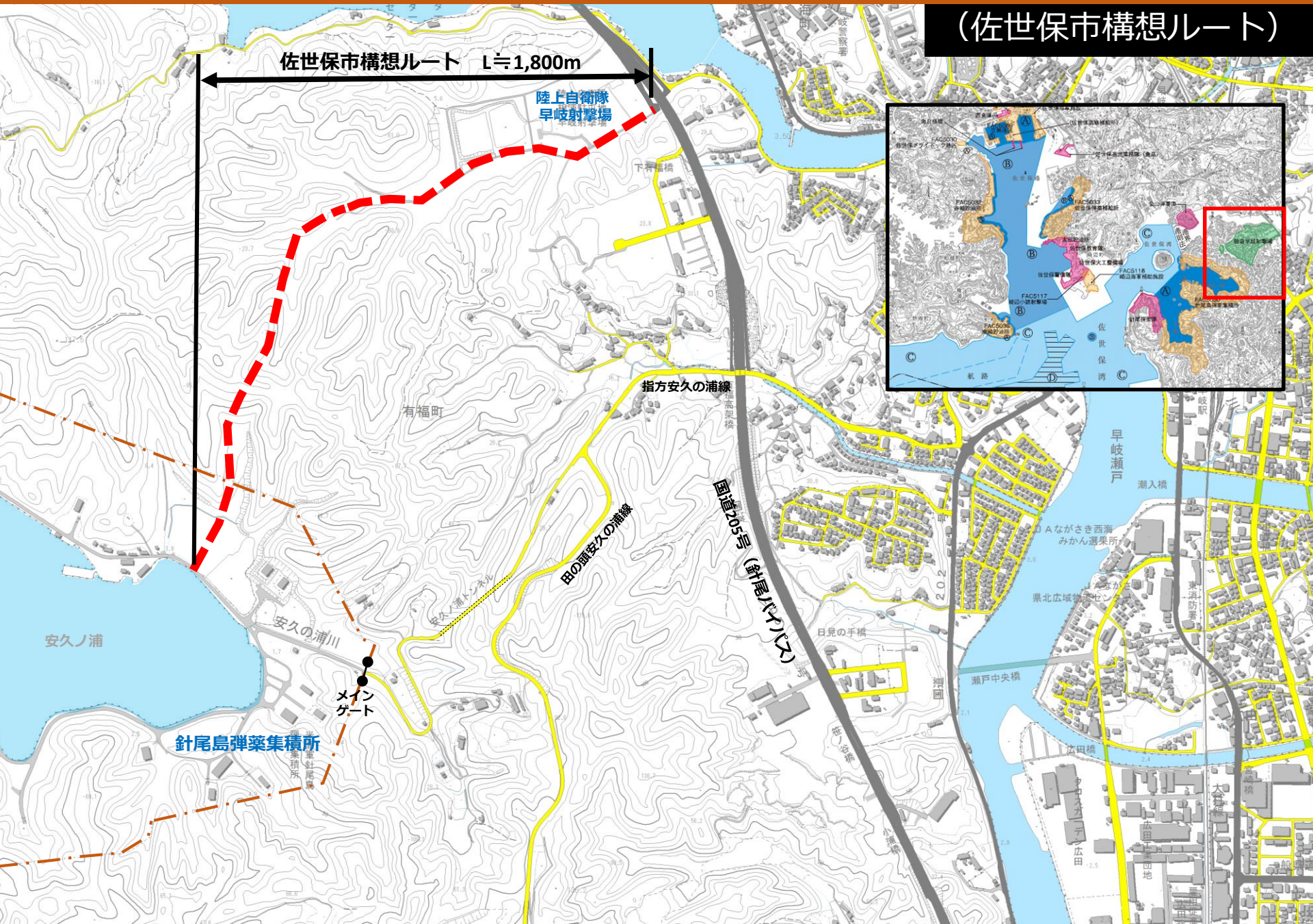


10年で100社の起業を目標!

活用可能な約30棟を3年間利用可能な
インキュベーション施設として利用した場合

針尾島弾薬集積所と国道205号（針尾バイパス）を直結する道路

（佐世保市構想ルート）



【本市の最重点課題】

（基地関連事項）

2 自衛隊による崎辺地区の利活用について

本市崎辺地区においては、我が国の防衛政策における「南西地域の防衛態勢の強化」という方針のもと、平成26年3月に自衛隊による施設整備構想が示され、平成29年度から本格的な整備事業が進められているところでもあります。

そのような中、崎辺西地区においては、平成31年3月に陸上自衛隊の水陸両用車部隊を配備する崎辺分屯地が開設されました。また隣接する崎辺東地区においては、海上自衛隊による利活用計画に係る設計業務が令和元年度より実施されており、引き続き、港湾施設の実施設計に要する経費が令和2年度の防衛省予算に計上されております。

本市といたしましては、我が国を取り巻く昨今の国際情勢や、佐世保の地勢的位置を鑑みますに、本市に所在する海上自衛隊及び陸上自衛隊の果たす役割は、今後ますます増大していくものと認識しており、国防上必要とされる自衛隊施設の整備・充実に向けて、できる限り協力・支援を図ってまいり所存であります。

国に対しましては、引き続き自衛隊による崎辺地区の利活用を着実に推し進めていただく中で、佐世保港港湾計画の存在を注視しながらも、可及的速やかに関係者と調整の上、崎辺分屯地における具体的な運用計画の提示や崎辺東地区の施設整備に伴う佐世保港のすみ分けの促進について要望いたしておりますので、県とされましても、格段の御支援をお願いいたします。

（理 由）

本市は、南西地域に近いという地勢的要件から、日本西端の防衛の要衝として明治22年の旧海軍鎮守府の開府とともに発展し、今日に至っております。

加えて、佐世保市民は、国防並びに安全保障という国家の基幹である政策に関し、明治期以降、戦前・戦後を通じて今日まで、できうる限りの協力をしてまいりました。

このような基地との共存・共生の考えの下、市、市議会及び経済界の三者は、国に対し、LCAC移転後における崎辺地区跡地について、日本側への返還と海上自衛隊による利活用を要望し、更には、国による潜水艦の増隻方針を受け、潜水隊群

の佐世保配備を要望いたしました。

このことに対する国からの回答としまして、平成26年3月、潜水艦部隊の佐世保配備計画はないとした上で、崎辺東地区については、岸壁整備を含む海上自衛隊による利活用構想を示され、また、相浦駐屯地に水陸機動連隊の一つを配置することに併せて、崎辺西地区に水陸両用車部隊を配備するという基本的な構想が示されました。

崎辺西地区につきましては、平成27年12月、佐世保重工業株式会社と国との間で、崎辺西地区に係る土地売買契約が締結され、その後、国におかれては関係機関との調整等を経て、平成29年4月から施設整備工事に着手され、平成30年3月に新編された水陸機動団隷下の水陸両用車部隊が配備される陸上自衛隊崎辺分屯地として平成31年3月に開設されました。

また、崎辺東地区につきましては、平成27年8月、日米合同委員会において、米海軍LCACの暫定駐機場として使用されていた崎辺海軍補助施設について、当該施設内に所在する消防訓練施設を赤崎貯油所内に移設することを条件として、本施設全部を日本側へ返還することが合意されました。

現在、赤崎貯油所における消防訓練施設の移設に係る工事進捗が図られており、また、崎辺東地区においては、崎辺西地区に配備された水陸両用車部隊との連携を図るべく、大型護衛艦や「おおすみ」型輸送艦等が係留することが可能な大規模岸壁等の整備及び陸上部分における補給倉庫等の後方支援施設の整備計画について、令和元年度から設計業務が実施されており、また、係留施設や護岸等の港湾施設の実施設計に係る経費が、令和2年度予算として計上されているところです。

国に対しましては、引き続き自衛隊による崎辺地区の利活用を着実に推し進めていただく中で、崎辺分屯地における具体的な運用計画の提示や崎辺東地区の施設整備に伴う佐世保港のすみ分けの促進について要望いたしておりますので、県とされましても、格段の御支援をお願いいたします。

また、本市といたしましては、国防上必要とされる自衛隊施設の整備・充実に向けて、今後ともできる限り協力・支援を図ってまいりたい所存であります。

なお、将来新たな潜水隊群が計画されることとなりました際には、改めて佐世保配備について御支援賜りますよう重ねてお願いいたします。

【崎辺地区の経緯】

(戦 前)	旧海軍が第21海軍航空廠崎辺地区として使用
昭和20年 9月24日	連合軍が接收。通信施設、倉庫、野積場、ゴルフ場として使用開始
昭和49年 2月 7日	崎辺の全面返還が日米合同委員会で正式合意
昭和49年12月26日	崎辺地区返還
昭和59年12月20日	米側が施設特別委員会で崎辺東側の再提供を要求
昭和60年 6月21日	「第11回旧軍港市国有財産処理審議会」において、崎

			辺東地区の米軍への再提供が承認される
昭和60年	7月	5日	崎辺東地区の米軍再提供を日米合同委員会で合意
平成元年			崎辺東地区の海自棧橋計画を港湾計画に位置付け
平成6年	9月	19日	佐世保港内でL C A C初運用
平成7年	6月	30日	崎辺海軍補助施設(崎辺東地区)において、米軍がL C A Cの運用を開始
平成11年	2月	5日	「第22回旧軍港市国有財産処理審議会」において、崎辺西地区を艦艇船修繕用ドック等、造船所敷地として佐世保重工業(株)への売払いを承認
平成18年	4月	14日	「第27回旧軍港市国有財産処理審議会」において、崎辺西地区の用途変更承認(塗装工場等への変更)
平成21年	7月	1日	「崎辺地区の利活用に関する決議」を議決
平成21年	7月	2日	「崎辺地区の利活用に関する要望書」を防衛大臣、海自
		～3日	佐世保地方総監、九州防衛局長、長崎県知事等へ提出
平成22年1	1月	25日	海上自衛隊による崎辺地区の利活用をより具体化するものとして潜水隊群の佐世保配備を要望
平成22年1	2月	15日	「海上自衛隊による崎辺地区の利活用を具現化する潜水隊群の誘致に関する意見書」を議決
平成22年1	2月	20日	市、市議会及び経済界の三者で「海上自衛隊潜水隊群の誘致に関する要望書」を防衛大臣等へ提出
平成24年1	2月	19日	L C A C移転先である横瀬L C A C施設の提供及び水域の変更について日米合同委員会で合意
平成25年	2月	1日	横瀬L C A C施設の提供及び水域の変更について閣議決定、並びにL C A C施設の提供手続きが完了
平成25年	3月	5日	L C A Cが崎辺東地区から横瀬L C A C施設に移転
平成26年	3月	24日	政府が崎辺地区の利活用に係る基本的な構想を本市へ説明
平成27年	8月	6日	L C A C移転後における「崎辺海軍補助施設」(崎辺東地区)に関して、当該施設内に所在する消防訓練施設を赤崎貯油所に移設することを条件として、本施設全部を日本側へ返還することについて日米合同委員会で合意
平成27年1	2月	11日	佐世保重工業(株)と国との間で、崎辺西地区に係る土地売買契約が締結
平成30年	3月	27日	水陸機動団新編(水陸両用車部隊については相浦駐屯地暫定配備)
平成31年	3月	26日	水陸機動団隷下の水陸両用車部隊を配備した陸上自衛隊崎辺分屯地開設



(所 管)
危機管理課

【本市の最重点課題】

（基地関連事項）

3 前畑崎辺道路の整備促進について

（「佐世保市国土強靱化地域計画」関連事項）

国防という極めて重要な国策に協力している本市の実情を御理解いただき、前畑崎辺道路[※]の整備促進につきまして、県とされましても格段の御支援をお願いいたします。

※当該路線は平成30年7月27日付で市道「大黒崎辺町線^{だいこくさきべちようせん}」として認定告示

（理 由）

本市の最重点課題として、例年要望しております前畑崎辺道路の建設につきまして、昭和60年12月の海上自衛隊針尾弾薬庫の建設に伴う市有地分譲に際し、本市中心部と崎辺地区とを結ぶ重要な幹線として位置付け、本市が強く要望したものであり、昭和61年4月、佐世保市及び佐世保市議会は、当計画路線について、その一部が前畑弾薬庫施設にかかることから、国に対して一部返還を求め、同年9月には、前畑弾薬庫の一部を返還のうえ、防衛施設庁の補助事業として道路を新設するよう要請し、国からは、昭和62年12月、「道路建設に伴う施設の一部返還実現に向けて最大限の努力をする。」との回答をいただいております。

その後、平成26年3月に国から自衛隊による崎辺地区の利活用構想が示されて以降、崎辺西地区においては、平成31年3月に陸上自衛隊崎辺分屯地が開設されました。また、崎辺東地区においては、当該構想に基づき、岸壁整備を含む海上自衛隊による利活用計画が示され、令和元年度は係留施設や後方支援施設の設計業務費が、また、令和2年度は係留施設や護岸等の港湾施設の実施設業務に要する経費が計上されております。加えて、佐世保教育隊・佐世保警備隊が所在する既存の海上自衛隊地区においても、施設の拡充にかかる経費が令和元年度及び2年度予算に計上されております。

このような動きがある中で、前畑崎辺道路の整備については、平成29年度から防衛補助事業として着手して以降、令和元年度までに地質調査や道路設計等を行い、また、一部用地を取得し、現在、トンネル工事の準備工に着手しているところであり、今後は用地取得を継続するとともに、本道路の主要構造物となるトンネル工事に着手する等、早期完成に向け事業を鋭意進めているところであります。

自衛隊がその機能を十分に発揮する上で、また、大黒・天神地区における狭隘な既存道路の交通環境にあって自衛隊の運用に対する地元の理解を深める上でも、前畑崎辺道路の早急な整備が求められるものと強く認識しております。

つきましては、県とされましても、基地との共存共生を基調とした防衛施設の安定

的使用に関する本市の協力姿勢につきまして、十分に御斟酌いただき、重点的な予算配分を含め、前畑崎辺道路の整備促進について、引き続き、格別の御支援を賜りますようお願いいたします。

〈事業の概要〉

前畑崎辺道路 L = 2, 8 4 0 m

(所 管)

危機管理課

【本市の最重点課題】

（国際クルーズ拠点港関連事項）

1 佐世保港における国際船誘致について

佐世保港三浦地区を中心とした国際航路開設や国際クルーズ客船誘致につきまして、格段の御高配をお願いいたします。

（理 由）

本市は、九州圏広域地方計画において長崎・佐世保・環大村湾都市圏に位置づけられ、また、平成29年度には中核市へ移行した基幹都市であり、国際感覚・文化の蓄積を活かした西の拠点として、東アジアに近い立地特性と背後地の豊かな観光資源を活かし、東アジアへ向けたゲートウェイとなる岸壁（270m）及びターミナルビルを平成27年までに整備し運用開始しており、さらに、平成30年7月には、16万トン級のクルーズ客船が寄港可能となる、上記岸壁を100m延伸する工事が完了し、供用開始しております。また、佐世保港は、平成29年7月に「国際旅客船拠点形成港湾」の指定を受け、浦頭地区において整備を進めてきた新たな港湾施設が令和2年4月に供用を開始しております。

長崎港とともに選定を受けました日本海側拠点港（国際定期旅客機能）の形成におきましては、就航予定船社との間に長崎県と連名で了解覚書を交わしている釜山～佐世保間の航路開設に向けた国際航路誘致や『長崎県クルーズ振興協議会（クルーズながさき）』を主体とした国際クルーズ客船の積極的誘致に向けた取組の強化と充実が必要となっておりまいますので、引き続き御支援と御協力をお願いするものです。



（所 管）

文化観光国際部国際観光振興室

【本市の最重点課題】

（国際クルーズ拠点港関連事項）

2 「官民連携による国際クルーズ拠点」を形成する 佐世保港におけるC I Qの対応支援について

佐世保港においては、「国際旅客船拠点形成港湾」に指定されたことによる、国際クルーズ客船受入れに向けたC I Qの対応支援につきまして、格段の御高配をお願いいたします。

（理 由）

国におかれては、「観光立国実現に向けたアクションプログラム」により定めた、2020年までのクルーズ船による外国人入国者数100万人の目標を5年前倒しで実現したことから、平成28年3月の「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」において、目標を500万人に上方修正し、さらに、クルーズ船寄港の「お断りゼロ」の実現に向けた施策「官民連携による国際クルーズ拠点」の展開を行うこととされています。

本市は本土最西端であり、東アジアに近い地理的優位性をはじめ、背後地には豊富な観光資源が所在するなど、東アジア観光客の誘客強化を進めるうえで、大変優位な条件を有しています。

佐世保港は平成29年1月に「官民連携による国際クルーズ拠点」を形成する港湾に選定され、同年7月には「国際旅客船拠点形成港湾」の指定をいただきました。そして、令和2年4月、この指定を受け、整備を進めてまいりました浦頭地区の岸壁が供用開始したことにより、既存の三浦地区と併せて、東アジアからのゲートウェイ機能を有した日本有数の拠点港として更なる発展を目指してまいります。

つきましては、国際クルーズ拠点として観光立国実現の一翼を担うとともに、交流人口の拡大による市内観光の活性化を図り、本市の成長戦略プロジェクトを推進するため、佐世保港の浦頭及び三浦の両地区での供用開始に伴い増加が見込まれる国際クルーズ客船に対する円滑なC I Q対応支援について長崎県としてのお力添えをいただきますようお願いするものです。

（所 管）

文化観光国際部国際観光振興室

【本市の最重点課題】

（国際クルーズ拠点港関連事項）

3 佐世保港国際クルーズ拠点整備に関する

道路整備について

（「佐世保市国土強靱化地域計画」関連事項）

平成29年度から国直轄事業として進めていただいております「佐世保港国際クルーズ拠点整備事業」におきまして、令和2年度から浦頭地区の供用が開始されたことから、整備効果を最大限発現するため、以下の事項につきまして、格段の御高配をお願いいたします。

1 一般国道202号（浦頭交差点～西海パールライン入口交差点間）の4車線化の整備促進

2 一般県道俵ヶ浦日野線（赤崎工区）のバイパス新設

（関連事業：参考）

一般国道205号針尾バイパスの早期完成

（理由）

本市におきましては、本土最西端に位置する東アジアに近い地理的優位性や背後地の豊富な観光資源を活かし、東アジア観光客の誘客強化に取り組んでいるところです。

こうした中、平成29年1月に、その玄関口となる佐世保港が「官民連携による国際クルーズ拠点」を形成する港湾に選定され、同年7月には、港湾法の改正に伴い「国際旅客船拠点形成港湾」の指定をいただきました。

この指定を受け、佐世保港浦頭地区においては、新たな岸壁整備を行うこととし、平成30年7月に岸壁を延伸し、大型の国際クルーズ船が寄港している三浦地区と併せ、東アジアからのゲートウェイ機能を有した日本有数の拠点港として発展していくことを目指しております。

浦頭地区においては、平成29年度から国直轄事業として佐世保港国際クルーズ拠点整備事業に着手していただいております。関連する施設整備を含め、国、民間クルーズ船社、港湾管理者が連携して取り組み、令和2年度4月に一部供用を開始しているところです。

また、本市では、増加するクルーズ旅客の受け入れ態勢や市内周遊性の向上のための検討を進めており、特に、俵ヶ浦半島においては、新たな体験型観光コンテンツとして、西海国立公園「九十九島」を望む眺望の丘をコンセプトとした都市公園の整備を進めているところです。

しかしながら、特に三浦地区と浦頭地区に同時にクルーズ船が寄港した場合においては、観光バスの増加による道路の渋滞などが懸念され、市内外へのアクセス路について交通環境改善を望む声が高まっています

佐世保港の国際クルーズ拠点への指定については、本市のみならず、西九州北部地域全体にも大きなストック効果が期待され、各インフラ整備のストック効果を最大限発現させるためには、既存道路ネットワークの強化が必要不可欠と考えます。

つきましては、県とされましても本市の成長戦略プロジェクトを着実かつ速やかに推進するため、国道202号の4車線化をはじめとした関連する道路事業を早期に完成していただきますよう、引き続き、御支援と御協力をお願いするものです。

〈事業の概要〉

- 1 一般国道202号（浦頭交差点～西海パールライン入口交差点間）
事業概要：国際クルーズ船の就航による観光バスの増加に伴う交通渋滞緩和を図るための4車線化事業

- 2 一般県道俵ヶ浦日野線（赤崎工区）
事業概要：俵ヶ浦半島への周遊観光バスの増加に伴う交通渋滞緩和を図るためのバイパス新設事業

（関連事業：参考）

- ・一般国道205号針尾バイパス
事業概要：一般国道205号（大塔町～南風崎町、L=5.9km）の4車線化事業
平成13年3月 全区間暫定2車線供用
（一部区間L=1.3km完成4車線供用）
平成23年3月 一部区間L=1.7km完成4車線供用
平成25年8月 一部区間L=0.7km完成4車線供用
（大塔町～指方町間L=3.7km完成4車線化済）
令和2年3月 江上交差点 立体化完成

【本市の最重点課題】

（経済・観光関連事項）

1 九州・長崎 I Rの実現に向けた県市一体となった取組の推進について

九州・長崎 I Rの実現に向け努力して参りますので、引き続き県市一体となった取組につきまして、格段の御高配をお願いいたします。

- 1 県市一体となった取組の推進
- 2 周辺交通アクセス改善の推進
- 3 懸念事項対策の推進
- 4 M I C E開催の誘致推進
- 5 地域経済の活性化の推進

（理 由）

1 本市では、訪日観光客の地方への新たな流れを創出し九州観光を牽引する起爆剤として、ハウステンボスに隣接する I R 候補区域への I R の導入を目指しており、官民一体となって長年にわたって研究、誘致推進活動を行うなど、本区域における I R の実現について切望しております。

長崎県におかれましては、平成 31 年 4 月に I R 推進室を I R 推進課に改組され、また、I R 関連予算につきましては、予算要求の上限枠を設けない「特別枠」の対象とされるなど、I R 誘致推進に向けた取組を強化していただいているところであり、基礎自治体と広域自治体が一体となった取組は国内他候補地に対する優位性のひとつと考えております。

つきましては、本区域への I R の導入に関し、九州内での合意形成および国からの区域認定に向けた要望活動等を含め、引き続き本市と一体となった取組をお願いするものです。

2 九州・長崎 I R 基本構想では、年間 690 万人～930 万人の集客延人数が推計されており、来訪者がストレスなく I R 施設を訪問するためには、I R 開業に伴う来訪者の流れを踏まえた公共交通・道路等の交通インフラの整備が必要不可欠

であると考えております。

つきましては、交通アクセス強化のため、長崎空港の機能強化、空港からの海上輸送の増強、周辺道路改善等の取組を引き続き重点的に推進するようお願いするものです。

3 ギャンブル依存症や治安の悪化等の懸念事項は、地域住民の関心が高い事項であり、その対策の検討については、I R事業者や本市、各関係団体との連携を密にし、長崎県独自の取組を実施することで懸念事項を最小化し、安全安心な九州・長崎I Rが実現されるようお願いするものです。

4 M I C E開催の誘致については、I R事業者自らの誘致活動に加え、行政とI R事業者による官民一体の組織の設立により、既存のM I C E施設との連携を図りながら、I R施設のポテンシャルが十分に発揮できるようなM I C E誘致に向け、本市と一体となった取組をお願いするものです。

特に、東アジアからの玄関口であり国際的なクルーズ拠点である佐世保港の地理的特性に鑑み、クルーズ船を活用したインセンティブツアー等の誘致をお願いするものです。

5 区域認定後に長崎県とI R事業者が締結する実施協定については、その内容について本市と十分に調整を図るとともに、本市における地域経済の活性化について格段の御配慮をお願いするものです。

(所 管)

企画部 I R推進課

総務部学事振興課

地域振興部交通政策課

文化観光国際部観光振興課、国際観光振興室

県民生活環境部交通・地域安全課、食品安全・消費生活課

福祉保健部障害福祉課

こども政策局こども未来課

土木部道路建設課、道路維持課、港湾課

教育庁義務教育課、高校教育課、児童生徒支援課、生涯学習課、体育保健課

【本市の最重点課題】

（経済・観光関連事項）

2 企業誘致等の推進について

本市経済の活性化と雇用拡大を図るため、本市への企業誘致について、格段の御配慮をお願いいたします。

（理 由）

佐世保工業団地「ウエストテクノ佐世保」は、平成26年4月分譲開始から4年半で完売することができ、すでに約800名の新規雇用が計画されるなど、今後もさらなる雇用増が見込まれます。特に、UJIターンによる採用や新卒者を含めた若者の採用など、本市地方創生の推進に大きく寄与していただいているところであります。

本市においては、さらなる地方創生を進めるため、平成28年度に着手いたしました佐世保相浦工業団地が、令和元年10月に分譲を開始しており、ウエストテクノ佐世保同様、団地造成完了から間をおかずして分譲が進むよう、本市といたしましても製造業の企業誘致活動に注力していきたいと考えております。

そこで、今後も県・市一体となった企業誘致活動を展開していただくとともに、事務系求職者の雇用を確保できるオフィス系企業誘致につきましても、更なる誘致の実現に向けて、多大なる御支援をお願いいたします。

（所 管）

産業労働部企業振興課

【本市の最重点課題】

（主要交通網関連事項）

1 西九州自動車道の整備促進について

（「佐世保市国土強靱化地域計画」関連事項）

西九州自動車道の整備促進につきまして、格段の御高配をお願いいたします。

1 松浦佐々道路（松浦 I C～佐々 I C）の整備促進

2 佐世保道路（佐々 I C～佐世保大塔 I C）の4車線化の整備促進

3 武雄佐世保道路（佐世保大塔 I C～武雄南 I C）の4車線化の早期事業化

4 道路利用者の安全確保のための休憩施設の設置

（理 由）

本市においては、これまでの西九州自動車道の整備により、全国高速道路ネットワークと直結されたことから、観光客及び観光消費額の大幅な増加が見られ、新たな企業進出による雇用創出といった「ストック効果」が見られています。

平成29年1月に、佐世保港が東アジアからのゲートウェイとして「官民連携による国際クルーズ拠点」を形成する港湾に選定され、同年7月には、港湾法の改正に伴い「国際旅客船拠点形成港湾」の指定をいただきました。

現在、拠点形成のために三浦地区と浦頭地区において施設整備を進めてきており、供用中の佐世保港国際ターミナル（三浦地区）においては、平成30年7月に岸壁延伸工事を完了し、佐世保港浦頭地区においては令和2年4月に一部供用を開始しているところです。

将来的には、佐世保港において訪日クルーズ旅客100万人以上を目指すこととしております。

一方で、ハウステンボス周辺地域においては、長崎県が主体となり特定複合観光施設（IR）の誘致を目指しており、また平成30年4月に九十九島湾が「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟認定され、平成30年7月には「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界遺産に登録され、更には、九州新幹線西九

州ルートについても令和4年度の開業を予定されているなど、本市の観光産業を取り巻く環境は大きな変化を迎えようとしております。

本市を中心とした12市町で構成する「西九州させぼ広域都市圏」が形成されましたが、連携を支え、それぞれのインフラストック効果を最大限発現させるためには、都市や拠点間を結ぶ重層的かつ強靱な広域道路ネットワークが必要不可欠であり、県とされましてもその最も骨幹をなす西九州自動車道松浦佐々道路の整備促進について格段の御支援をお願いするものです。

また、交通渋滞や事故発生率の高さなど、高速定時性や安全性の確保に課題が大きい佐々ICから佐世保大塔ICにつきましては、平成30年3月に西日本高速道路株式会社による4車線化の事業許可が示され、4月から加速度的に事業が進められ、令和元年11月には早々に工事着手されたところです。

4車線化の事業化に際しては、高速道路の無料区間を将来的に有料区間とすることを前提に有料道路事業を導入するといった全国初の取組や、料金設定に際しての地元への配慮など、社会資本整備審議会における知事提案によるものと、厚くお礼申し上げます。

今後、円滑な事業進捗が図られ、段階的な供用が開始される予定である令和6年度以降は、順次課題が解決していくものと期待しておりますが、工事実施に際しては既存道路の交通への影響が想定され、市民の日常生活への影響が懸念されることから、県におかれましても着実な事業進捗が図られるよう、積極的な事業協力を賜りますようお願いするものです。

また、西九州自動車道の残る暫定2車線区間である佐世保大塔ICから武雄南IC間につきましては、令和元年9月10日に公表された「高速道路における安全・安心基本計画」において、今後10年から15年で4車線化を実施する優先整備区間として選定されており、4車線化の目途が立ったところであります。

佐々ICから佐世保大塔IC間の事業進捗については、前述のとおりすでに工事に着手されておりますが、両区間の整備効果を最大限発現させるためには、一体的に工事を進め、供用開始も同時期を目指すことが必要であると考えるところであり、同区間の4車線化の早期事業化について格段のご支援をお願いするものです。

また、4車線化により利便性が向上し、道路利用者の増加も見込まれますが、西九州自動車道においては、利用者のための休憩施設が整備されておらず、相浦中里ICに近接する道の駅「させぼくす99」と最寄りの休憩施設である川登SA間の距離は約38kmあり、高速道路における休憩施設の標準的な間隔である15kmを大幅に上回ることとなるため、4車線化と合わせた休憩施設の整備について格段のご支援をお願いするものです。

なお、本市区域に存する各インターチェンジにおきましては、交通渋滞や通行上の危険性が高い箇所が残されており、4車線化の実現によりその課題を助長する可能性があります。

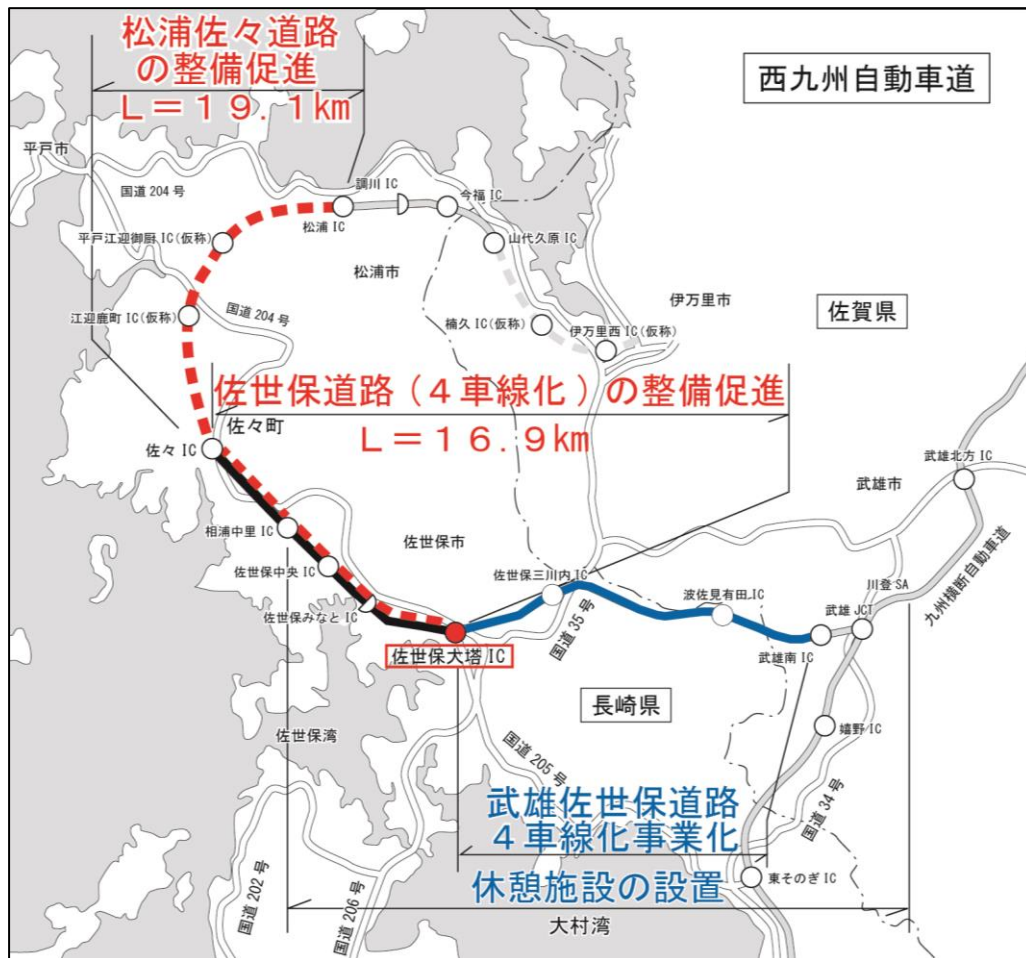
特に、佐世保大塔 I C についてはインターチェンジの構造的な影響が非常に大きく、料金所と交差点が近接している現状や、大塔ロータリーにおける交通信号機による交通制御の現状の改善のためには抜本的な対策が必要であると考えるところであり、また、佐世保中央 I C については近接する佐世保みなと I C がハーフインターという構造に起因する影響が大きいと推測されますことから、各インターチェンジの状況を十分御賢察いただき、県とされましても所要の調査を踏まえた検討の実施、並びに 4 車線化と合わせた対策の実施について格段の御支援をお願いするものです。

〈事業の概要〉

松浦佐々道路（松浦IC～佐々IC）L = 19.1 km

佐世保道路（佐々IC～佐世保大塔IC）L = 16.9 km

武雄佐世保道路（佐世保大塔IC～武雄南IC）L = 22.1 km（うち対面通行区間L = 10.0 km）



(所 管)

土木部道路建設課

【本市の最重点課題】

（主要交通網関連事項）

2 一般国道205号の整備促進について

（「佐世保市国土強靱化地域計画」関連事項）

一般国道205号の整備促進につきまして、格段の御高配をお願いいたします。

1 一般国道205号針尾バイパスの早期完成

2 地域高規格道路東彼杵道路の早期事業化（有料道路事業の活用を含めた整備手法の検討）

（理 由）

一般国道205号は、広域的な社会交流や地域の連携を促し、県土の均衡ある発展を図るなど地方創生の推進基盤となる本県の中核道路です。

本市を中心とした12市町で構成する「西九州させば広域都市圏」が形成され、連携を支える広域道路ネットワークである一般国道205号は必要不可欠な道路であり、市民のみならず県北地域住民を挙げてその早期整備を渴望しています。

そのような中、地方創生を実現するための地元での取組として、平成29年1月に、佐世保港が東アジアからのゲートウェイとして「官民連携による国際クルーズ拠点」を形成する港湾に選定され、同年7月には、港湾法の改正に伴い「国際旅客船拠点形成港湾」の指定をいただきました。

現在、拠点形成のために三浦地区と浦頭地区において施設整備を進めてきており、供用中の佐世保港国際ターミナル（三浦地区）においては、平成30年7月に岸壁延伸工事を完了し、佐世保港浦頭地区においては令和2年4月に一部供用を開始しているところです。

将来的には、佐世保港において訪日クルーズ旅客100万人以上を目指すこととしております。

一方で、ハウステンボス周辺地域においては、長崎県が主体となり特定複合観光施設（IR）の誘致を目指しており、また平成30年4月に九十九島湾が「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟認定され、平成30年7月には「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界遺産に登録され、更には、九州新幹線西九州ルートについても令和4年度の開業を予定されているなど、本市の観光産業を取り巻く環境は大きな変化を迎えようとしています。

今後、それぞれのインフラストック効果を最大限発現するためには、中核道路を担

う一般国道205号に係る課題解決の必要性・緊急性が高まっています。

特に、九州主要都市（人口20万人以上）の中で、最寄り空港までのアクセス時間は、佐世保市と長崎空港間が最も長く九州ワースト1位であり、日本本土最西端に位置する本市にとって全国交通ネットワークにおける当課題の解決が急務であります。

現在、高規格幹線道路である西九州自動車道とハウステンボスを結ぶ針尾バイパス事業が進められておりますが、その完成時期は公表されておらず、特にハウステンボスでの大規模なイベント開催時には広範囲での渋滞が見られることから、当事業の早期完成が望まれます。

また、東彼杵道路については、平成6年に地域高規格道路の「候補路線」に指定していただいたものの、その後大きな動きがないまま、26年が経過している状況でありましたが、令和2年度から東彼杵道路の計画段階評価に着手されることとなり、大変感謝しているところです。

しかしながら、事業化までの手続きには数年要することが見込まれ、1年でも早い事業化が望まれます。

このような国道205号の課題解決により、長崎県における広域観光ルートが形成され、その「ストック効果」は長崎県にとどまらず、連携中枢都市圏の圏域である西九州北部地域の観光産業をはじめ、諸産業の発展に非常に大きな影響を与えるものと考えます。

つきましては、県とされましても針尾バイパスの早期完成、及び東彼杵道路の早期事業化について格段の御支援をお願いするものです。

〈事業の概要〉

- 1 一般国道205号（大塔町～南風崎町、L=5.9km）の4車線化事業
平成13年 3月 全区間暫定2車線供用
（一部区間L=1.3km完成4車線供用）
平成23年 3月 一部区間L=1.7km完成4車線供用
平成25年 8月 一部区間L=0.7km完成4車線供用
（大塔町～指方町間L=3.7km完成4車線化済）
令和2年3月 江上交差点 立体化完成
- 2 平成6年12月16日 候補路線として指定
平成20年10月31日 東彼杵道路建設促進総決起大会
（於：アルカスSASEBO）
平成27年 1月31日 国道205号（東彼杵道路）建設促進大会
（於：東彼杵町総合会館文化ホール）
平成31年 2月12日 東彼杵道路建設促進期成会臨時総会
有料道路事業の活用について決議
令和 元年12月 7日 国道205号（東彼杵道路）建設促進総決起大会
（於：長崎国際大学）



国道 205 号(江上交差点)の整備状況①



国道 205 号(江上交差点)の整備状況②



(所 管)
土木部道路建設課

【本市の最重点課題】

（主要交通網関連事項）

3 佐世保市から西九州ルートへの直通運行を視野に入れたJR佐世保線等の輸送改善について

JR佐世保線等の輸送改善につきまして、県の「九州新幹線（長崎ルート）等の整備に関する基本的考え方」を踏まえ、次の整備方策が策定されるよう、国及び沿線自治体並びにJR九州との積極的な協議・調整を含め、格段の御高配をお願いいたします。

- 1 九州新幹線西九州ルートの開業効果を県北地域に波及させるため、佐世保線輸送改善県市共同調査結果に基づく、振子車両の佐世保線への導入及び速度向上のための路盤改良等について、令和4年度の開業に合わせるための確実な事業の推進を行うこと
- 2 肥前山口～武雄温泉間の複線化が大町～高橋間に限定されることにより、佐世保～博多間の特急みどりの所要時間に遅延など悪い影響を及ぼさないよう国へ働きかけること。
- 3 西九州ルートの全線フル規格を要望されていくうえで、佐世保～武雄温泉間を含めた並行在来線問題については、一体的なものとして取り扱うこと。
- 4 長崎市～福岡市間にフル規格の新幹線が運行されるようになったときは、これまでの歴史的背景を踏まえ、佐世保市から運行時間が短縮できる西九州ルートへの直通運行を視野に入れた佐世保線の輸送改善方策の具現化を行うこと
- 5 長崎県下の都市を結ぶ大村線の表定速度改善など輸送力の強化を図ること

6 佐世保線及び大村線について、通勤、通学などの需要を鑑みた、普通列車の運行確保を行うこと

(理 由)

九州新幹線西九州ルートにつきましては、武雄温泉～長崎間のフル規格での整備、肥前山口～武雄温泉間の複線化を新幹線スキームで実施することとなっておりますが、国にご選定いただいた「官民連携による国際クルーズ拠点」である佐世保港を有し、また、西九州させば広域都市圏の連携中枢都市であります佐世保市までの輸送改善についてはまだ実現にいたっておりません。

九州新幹線西九州ルートの短絡ルートは、そもそも佐世保寄りルートで計画されていたものを、長崎県の強い求めにより県全域の利益を優先し、県北住民の苦渋の選択の結果生まれたものであるため、佐世保線は新幹線鉄道直通線同等のものと認識しております。

また、昭和49年に放射能漏れの事故を起こし、母港である青森県大湊港への帰港を拒否され、修理港探しが難航し、行き場を無くしていた原子力船「むつ」の修理のための受け入れを国から要請されたことに対し、新幹線の早期着工を第一条件としながら、当時の県知事が封印した原子炉の鍵を預かるという県の条件提示に従い、昭和53年に佐世保に受け入れたという経緯もあります。

その経緯からも、佐世保線及び大村線の輸送改善につきまして、上記の整備方策が策定されるようお願いするものです。

佐世保線・大村線（イメージ図）



(所 管)

地域振興部新幹線対策課

【本市の最重点課題】

（保健福祉関連事項）

1 佐世保地域の医師等医療従事者の確保について

県における医師等医療従事者の確保対策につきましては、医療計画に基づき御尽力いただいているところです。令和2年度からは新たに医療計画の一部として医師確保計画が策定・実行されており、県の医師確保に関する役割は今後さらに重要となってくることも踏まえ、下記事項に関しまして格段の御高配をお願いいたします。

1 医師の高齢化等に伴い不足する医療への対応と診療科偏在の解消について

本地域における高齢化及び自然減に伴う医師不足と、診療科ごとの医師の偏在を解消するため、県が策定した医師確保計画の具体的実行策の提示・取組を加速していただくと同時に、本市が行う取組につきましてもその趣旨を御理解いただき、大学、医師会等との調整や財政支援措置など、多様な御支援を賜りますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

2 救命救急センターにおける医師の養成・確保について

佐世保市総合医療センターにおける救命救急センターでは救急専門医の養成・確保に全力で取り組んでおりますが、本市単独での対応は困難を極めております。県の地域医療再生計画に基づく救命救急センター設置であり、設置決定の当事者の一員として、早急に救急専門医の養成・確保対策について御対応いただきますようお願いいたします。

（理 由）

新たに策定された医師確保計画には、これまでの人口10万対医師数では考慮されていなかった観点を反映し、全国及び二次医療圏の状況を相対的に比較する指標として“医師偏在指標”が設定されました。本市が属する佐世保県北医療圏は、医師全体で偏在指標197.2（全国113位）の「医師中程度区域」に区分されています。

長崎県第一期医師確保計画における「医師中程度区域」に対する県の施策の方針（目標医師数の設定）は、“現状維持”とされており、佐世保県北医療圏では平成28年医師数調査時の738人の現状維持がその目標値とされておりますが、今後の医師の高齢化等に伴って退職などによる自然減が加速すると、医療提供体制の確保、とりわけ救急医療体制の維持そのものがますます困難となることから、新たに何らかの取組が必要です。

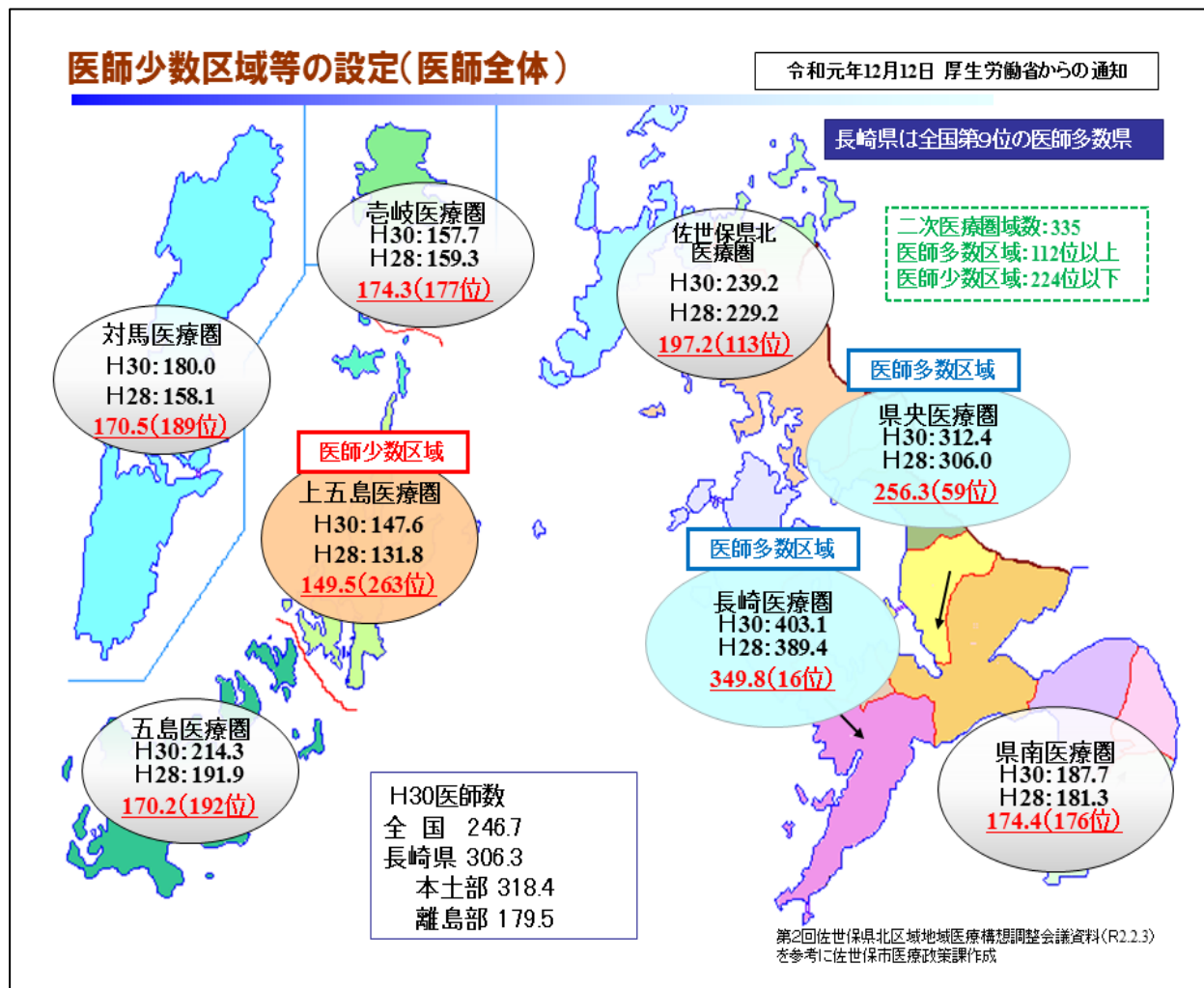
中でも産科・小児科に関して、長崎県は全国的に中位以上と位置付けられている

ものの、県内の他の二次医療圏と比較するといずれも「相対的医師少数区域」に区分され、特に医師の確保が厳しい環境にあります。

本市としてもこれまで医師会や医療関係者と連携し、将来を見据えた地域の医療体制の確保のための取組を進めてきたところですが、これらの対策は一時の対応ではなく継続的に取り組む必要があることから、県におかれましても本市の取組の趣旨を御理解いただき、医師確保計画の施策として位置付けていただくとともに行政・医師会・大学が一体となった取組への調整や財政支援等を要望するものです。

また、県におかれましては「佐世保市立総合病院救命救急センターの運営にかかる負担について」におきまして、医師等確保対策についても御支援下さいますことを御回答いただいておりますが、未だなお必要数を満たしておらず、医師の確保に苦慮しているところです。救命救急センターの医師の必要数が満たされていないことで、深夜帯等の救急対応を他科からの医師の応援により対応せざるを得ず、その結果、病院勤務医負担増の一要因ともなっています。

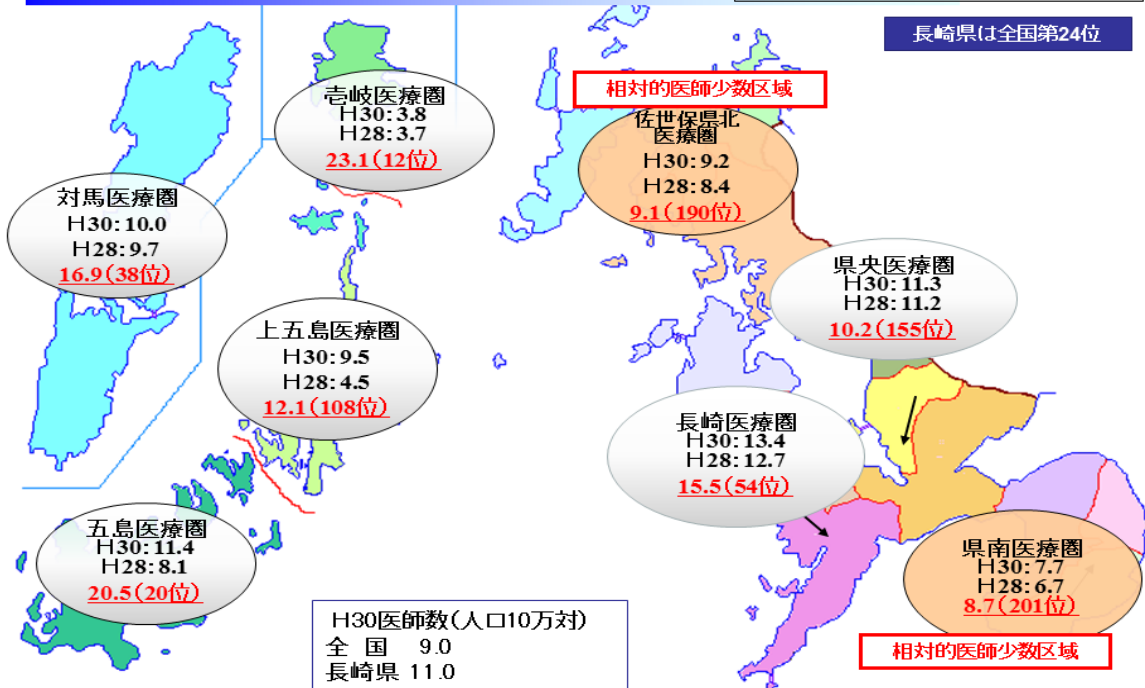
2024年度からは、医師への時間外労働上限規制の適用が開始されます。一刻も早い不足解消のためにその具体的な支援を要望するものです。



医師少数区域等の設定(産科医師)

令和元年12月26日 厚生労働省からの通知

長崎県は全国第24位

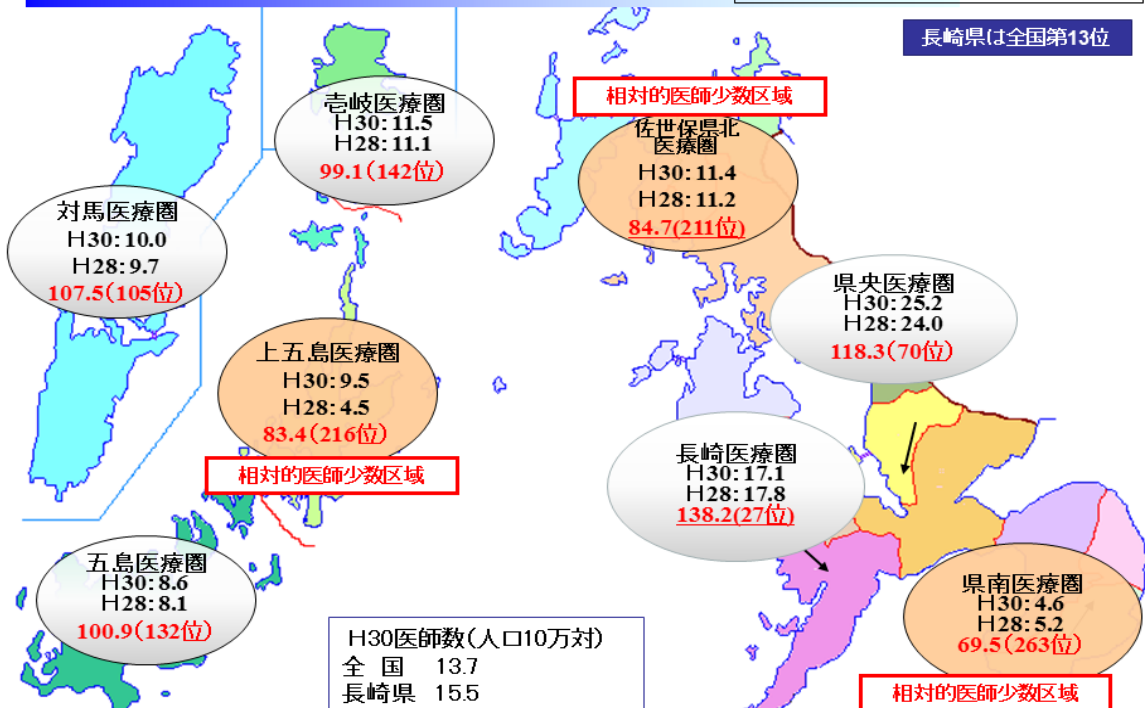


第2回佐世保県北区域地域医療構想調整会議資料(R2.2.3)を参考に佐世保市医療政策課作成

医師少数区域等の設定(小児科医師)

令和元年12月26日 厚生労働省からの通知

長崎県は全国第13位



第2回佐世保県北区域地域医療構想調整会議資料(R2.2.3)を参考に佐世保市医療政策課作成

(所 管)

福祉保健部医療政策課、医療人材対策室

【本市の重点課題】

（離島地域の振興）

1 離島地域の医療対策の充実について

本市離島地域における医師確保等の医療対策の充実並びに経済的負担も非常に厳しい離島地域の実情を御理解いただき、下記事項につきまして、格段の御高配をお願いいたします。

1 離島の地域医療における医師等の恒常的確保対策の早急な構築について

医師の恒常的確保と勤務期間の長期化に向けて、県においてすでに実施されている医学修学資金貸与制度や自治医科大学派遣制度の活用枠の拡大等も視野に入れた確保対策の構築に向けて特段のご配慮をお願いいたします。

2 離島地域における各種医療施策の推進並びに離島を抱える自治体への財政的支援について

昨今の医師等医療従事者の地域偏在と、近年の急速な自治体財政の疲弊のなかで、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、特段のご配慮をお願いいたします。また、住民の安全安心な生活につながる補助事業については、安易にその削減や廃止に傾くことがないよう、引き続き格段のご支援をお願いするものです。

（理 由）

離島地域における医療の確保は、住民の健康・福祉、更には地域活力全般にとって最重要課題です。

現在、自治体病院は、地域の中核病院として、高度医療、小児・周産期医療、救急医療など多くの不採算部門を担いつつ、地域における医療提供体制の確保と医療水準の向上に努めているところです。

このような中、国において、離島並びに過疎地域等の医療確保対策の一環として、大学医学部の入学定員の増員を認めるなど、今後、離島地域にとっては非常に期待できるところです。

しかしながら、離島を抱える自治体の必死の努力にもかかわらず、昨今の医師等医療従事者の地域偏在と、近年の急速な自治体財政の疲弊のなかで、離島医療の改善は、既に限界にきています。

また、医師不足に伴い、住民が島外の病院に入・通院を余儀なくされた場合、それに伴う身体的、精神的負担も依然として大きいところです。

県におかれましては、長崎県離島・へき地医療支援センターを設立され、本市も一部、同センターからの派遣等をいただいているところではありますが、恒常的な離島勤務医師の確保については、道半ば、といった状況です。

このような離島地域における医師確保等の医療対策の充実並びに経済的負担も非常に厳しい実情に関しまして、格段の御高配をお願いするものです。

さらに令和2年度には、離島に係る医師確保補助金が一部減額されることから、こ

うした離島住民の安全安心につながる補助金については、今後、安易な削減を行うことがないように引き続き格段のご支援をお願いするものです。

(所 管)

福祉保健部医療政策課、医療人材対策室

【本市の重点課題】

（農林水産業の充実）

1 農村地域防災減災事業の促進について

（「佐世保市国土強靱化地域計画」関連事項）

農村地域防災減災事業の事業費の確保につきまして、格段の御高配をお願いいたします。

（理 由）

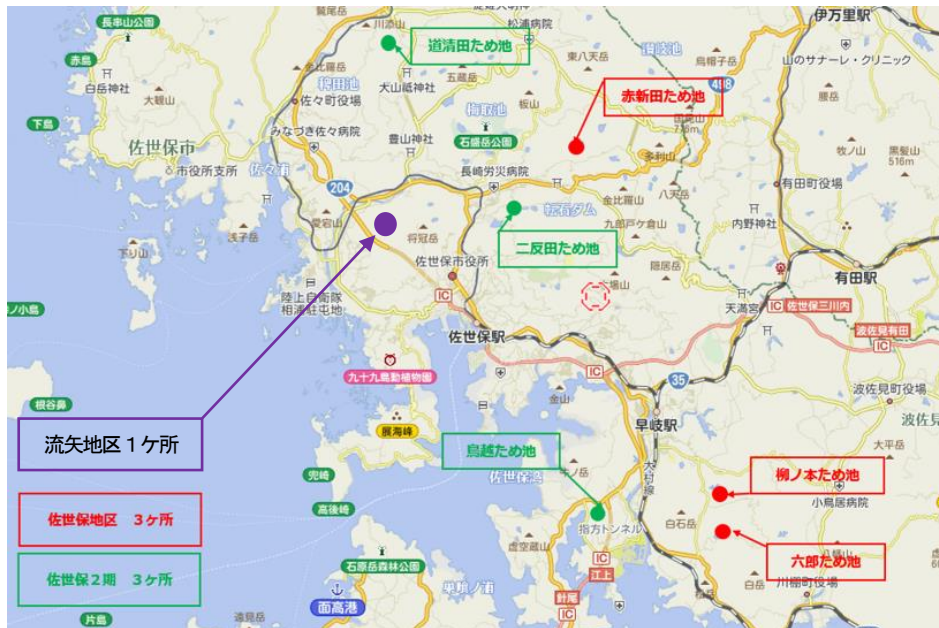
老朽化等により堤体からの漏水が認められるため池は、台風や集中豪雨、及び地震等で決壊する恐れがあり、ため池下流にある住宅や農地、及び公共施設等に多大な被害を与えることとなります。

平成28年度から着手していただいております佐世保地区の3箇所のため池及び、平成30年度より着手いただいております佐世保2期地区の3箇所のため池に加え、新たに流矢ため池の改修に着手していただいております。これらのため池は、特に老朽化が激しく漏水が進行しており、早急な改修が必要となっています。

引き続き、地域住民の安全確保及び農業用水の安定的な確保による農業振興を図るためにも、早期竣工に向けた事業費の確保をお願いいたします。

〈事業の概要〉

事業名	佐世保地区			佐世保2期地区			流矢地区
	六郎	柳ノ本	赤新田	道清田	二反田	鳥越	
ため池名	六郎	柳ノ本	赤新田	道清田	二反田	鳥越	流矢
受益面積	29.6 ha	66.3 ha	41.2 ha	7.5 ha	5.3 ha	13.7 ha	3.3ha
受益戸数	47 戸	134 戸	34 戸	12 戸	7 戸	16 戸	10 戸



(所 管) 農林部農村整備課

【本市の重点課題】

（農林水産業の充実）

2 畑地帯総合整備事業の促進について

（「佐世保市国土強靱化地域計画」関連事項）

畑地帯総合整備事業の事業費の確保につきまして、格段の御高配をお願いいたします。

（理 由）

「西海みかん」の主要産地である佐世保市南部地域においては、近年、夏場の高温・干ばつによる樹木の枯死などの被害が多く見受けられています。

宮長地区においては、取水可能な井戸が少ないなどのかんがい設備の不足や農業用道路の未整備により、非効率的な営農を強いられていることから、当該県営事業を活用した樹園地の整備に平成30年度から取り組んでいただいているところです。

つきましては、生産性の高い優良農地の確保と、担い手への農地集約の加速化につなげ、本地域の更なる農業競争力の強化を図るため、宮長地区の早期完成に必要な事業費の確保をお願いいたします。

〈事業の概要〉

県営事業 畑地帯総合整備事業（担い手育成型）

- ・宮長地区 かんがい施設の受益面積 25.4 ha、区画整理A = 8.8 ha（内数）



事業位置図



宮長地区

（所 管）農林部農村整備課

【本市の重点課題】

（農林水産業の充実）

3 鳥獣被害防止対策及び助成措置の拡充について

鳥獣による被害防止につきましては、国において防護・捕獲・棲み分けの3対策を総合的に推進されており、その対策に応じた助成措置も講じられています。県におかれましても鳥獣被害防止対策及び助成措置について、国の対策に沿った施策を講じていただきたく、次のとおり御配慮願います。

- 1 イノシシ捕獲報奨金制度の復活
- 2 シカ、アライグマ、アナグマ等に対する捕獲報奨金の新設
- 3 国において実施されている、電気柵・ワイヤーメッシュ柵整備の資材費相当分の定額補助について、国に対する3年度（2021年度）以降の事業継続と予算の十分な確保についての支援

（理 由）

- 1 本市では、イノシシ等の野生鳥獣による農作物被害が依然として深刻であり、農業生産者にとって厳しい状況が続いています。
近年においては、農作物被害のみならず民家周辺、家庭菜園や通学路への出没といった生活環境被害も相次いでおり、人的・物的被害も発生しています。
一方で、毎年6,000頭を超えるイノシシを捕獲しているにもかかわらず、近年は7,000頭を超える年度もあることから、個体数の増加が懸念されます。
このように、イノシシによる農作物等への被害が継続して発生している中において、県におかれましては、平成30年度をもってイノシシの捕獲に対する報奨金制度を廃止されたことから制度の復活を強くお願いするものです。
- 2 シカによる農作物被害、アライグマ等による生活環境被害も増加している状況がありますが、「長崎県鳥獣被害防止総合対策事業」では、現在捕獲に関する助成措置が講じられていません。捕獲強化を図るためにもシカ、アライグマ、アナグマ等の捕獲報奨金の新設をお願いするものです。
- 3 また、電気柵・ワイヤーメッシュ柵の整備については、平成23年度から令和2年度（2020年度）まで、国において資材費相当分の定額補助となっており、これにより柵の整備が進み防護対策の強化が図られています。県におかれましては、国に対し令和3年度（2021年度）以降の事業継続と予算の十分な確保を支援していただくようお願いするものです。

(所 管)
農林部農山村対策室

【本市の重点課題】

(保健・福祉・医療の充実)

1 佐世保市総合医療センター宇久診療所運営に対する 県の支援について

宇久診療所の将来にわたる安定的な事業運営を確保するために、県におかれましても外海離島と本土との合併を積極的に支援された経過を踏まえ、今後の診療所運営が円滑かつ継続的に進めるよう、下記事項につきまして格段の御高配をお願いいたします。

- 1 宇久診療所運営に係る県独自の補助制度新設等の財政的支援
- 2 安定的な医師確保を目的とした長崎県離島・へき地医療支援センターによる医師の斡旋・派遣

(理 由)

宇久診療所につきましては、佐世保市総合医療センターの附属診療所として、合併による医療サービスの低下を招かないよう、宇久地域の医療の確保に日々努めているところです。

しかしながら、その運営につきましては、佐世保市総合医療センターの平成31年度予算において運営費負担金等の補助を考慮しない場合、約1億6千2百万円の収支不足が見込まれています。

宇久診療所は、約2千人の島民生活を支える島唯一の診療所であり、入院施設を担うことで多額の費用を要し、さらには、合併後の人口減少に伴う収益の減等により、非常に厳しい経営状況となっております。

医師の雇用や施設設備の整備に対する補助金はありますが、合併後の離島における医療サービスを低下させないためにも、そうした補助金の堅持や宇久診療所の収支差を補てんする県独自の財政支援策を要望するものです。

また、宇久診療所における医師の確保につきましては、長崎県離島・へき地医療支援センター実施の医師派遣事業により、平成18年度以降、5名の方の斡旋・派遣をいただいていたところです。

今後も宇久診療所運営が円滑かつ継続的に実施できるよう、医師の斡旋・派遣をお願いするものです。

〈事業の概要〉

○宇久診療所の運営状況

項 目	平成 18 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
外来患者数 (人)	26,090	20,264 (△5,826)	20,098 (△5,992)	19,740 (△6,350)
入院患者数 (人)	5,192	3,650 (△1,542)	3,872 (△1,320)	3,391 (△1,801)
外来収益 (千円)	298,676	215,320 (△83,356)	211,962 (△86,714)	202,959 (△95,717)
入院収益 (千円)	61,910	56,681 (△5,229)	59,565 (△2,345)	51,770 (△10,140)
収支差 (千円)	△91,449	△141,395 (△49,946)	△127,904 (△36,455)	△140,341 (△48,892)

※ () 内の数字はいずれも平成 18 年度と比較しての増減。収支差は市 (一般会計) からの負担 (繰出) 金額。

(所 管)

福祉保健部医療政策課、医療人材対策室

【本市の重点課題】

（保健・福祉・医療の充実）

2 佐世保市子ども発達センター「療育部門」に対する 支援について

佐世保市子ども発達センターの「療育部門」は、県北唯一の拠点施設として、県北地域の療育必要児や施設等に対し、医療サービスに加え、施設支援や家族への支援サービス等を安定して提供していく必要があることから、下記の事項につきまして格段の御高配をお願いいたします。

- 1 医師の派遣の継続
- 2 事業運営費に係る補助メニューの新設

（理 由）

佐世保市子ども発達センターは、平成10年4月に開設以降、療育必要児やその家族及び児の通う園や学校等の施設に対し、県立こども医療福祉センターと同様の役割を果たしております。

また、本市を中心とした12市町で構成する「西九州させぼ広域都市圏」が形成され、県北地域を含む西九州北部地域の療育の拠点として、当センターが圏域を牽引していく役割は重要性を増しています。

しかし、当センター運営にかかる経費負担は大きく非常に厳しい現状にあります。

- 1 当センターにおいては、医師の定年退職に伴い後任者を補充できない状況が現在も続いているため、補充ができるまでの間、これまでご協力いただいている県立こども医療福祉センターからの医師派遣につきまして、その必要性をご理解のうえ、今後も継続していただきますようお願いいたします。
- 2 県におかれましては、当センターの設置にあたり、整備費の一部を補助していただくなどハード面でのご支援を賜っておりますが、その運営にかかるソフト面においては、人件費等をはじめ多大の経費を要するなど、厳しい状況にあります。今一度、県北地域で期待される当センターの役割及び重要性に対し認識いただき、事業運営費についての格段の御配慮をお願いいたします。

〈事業の概要〉

1 事業内容

(1) 療育部門

① 診察・訓練

子どもの心身の発達障がいの問題について、医師の診察に基づく検査、訓練

② 児童発達支援事業

医師の診察に基づいた母子通園による小集団保育

③ 障害児等療育支援事業

県北地区の障がい児等を対象とした療育指導・相談及び施設訪問・指導など

④ 歯科保健相談

一般の歯科での受診が困難な児に対する健診及び相談

(2) 親子交流部門（地域子育て支援センター事業）

親子交流スペースの提供や子育て支援、育児相談・支援を実施

2 利用者実績

年度		20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
親子交流部門	わいわい広場	9,766	8,767	8,613	8,496	7,930	9,010	9,636	22,954	23,403	20,080	19,225		
	シーユー・のびのび・すみれ・ツインズ・ひまわり	7,866	6,975	7,589	6,553	4,908	5,543	4,549	3,899	1,515	1,567	1,179		
	育児相談育児講座	3,967	3,521	3,287	2,740	2,339	2,787	2,619	4,643	3,955	4,001	2,658		
療育部門	診療事業	初診	228	226	265	250	192	203	217	245	338	321	218	
		再診	小児科	1,668	2,041	2,337	2,676	3,109	3,457	3,736	4,130	4,950	5,222	5,207
			小児心療科	1,144	1,232	1,332	1,134	12	-	-	-	-	-	-
			耳鼻咽喉科	24	25	34	34	31	24	28	31	14	3	-
			整形外科	87	115	142	117	94	106	110	59	57	59	56
			理学療法	2,228	2,359	2,384	2,208	2,229	2,175	2,119	2,083	1,900	1,976	1,800
			作業療法	1,939	2,040	2,189	2,279	2,073	1,720	2,190	2,448	2,410	2,824	2,730
			言語聴覚療法	1,297	1,355	1,506	1,543	1,413	1,429	1,601	1,550	1,655	1,552	1,429
			心理療法	591	618	674	677	313	316	368	452	652	740	766
			摂食・嚥下相談	14	18	15	19	18	13	16	18	11	15	12
	小計	8,992	9,803	10,613	10,687	9,292	9,240	10,168	10,771	11,649	12,391	12,000		
	合計	9,220	10,029	10,878	10,937	9,484	9,443	10,385	11,016	11,987	12,712	12,218		
	児童発達支援事業(旧児童デイサービス事業)にこにこルーム		717	910	825	748	534	618	723	851	1,012	983	1,019	
	障害児等療育支援事業	訪問療育指導	277	281	271	272	244	238	209	238	236	330	278	
外来療育指導		外来療育指導	1,543	1,578	1,465	1,510	1,235	1,465	1,717	1,889	1,890	1,973	1,405	
		歯科相談	40	38	61	57	70	75	72	62	62	49	53	
施設支援		326	315	292	301	319	289	298	375	327	372	295		

※わいわい広場、シーユー・のびのび・すみれ(旧のびのびパート2)・ツインズ・ひまわり、育児講座は、親子合計の利用者数。

※児童発達支援事業(旧 児童デイサービス事業)は平成15年度より開始。平成10～14年度は「すくすく広場」(療育支援)の親子合計の利用者数。

(所 管)

福祉保健部障害福祉課

【本市の重点課題】

(安全を支える環境整備)

1 急傾斜地崩壊対策事業の整備促進について

(「佐世保市国土強靱化地域計画」関連事項)

本市の急傾斜地の現状を御理解いただき、斜面の崩壊による被害から地域住民の生命を守ると共に、早急な民生の安定を図るため、下記事項につきまして、格段の御高配をお願いいたします。

- 1 急傾斜地崩壊対策事業の所要の事業費確保
- 2 未整備箇所を早期着手及び施工中箇所を早期完成
- 3 防災・安全交付金事業採択要件の緩和に向けた取組
- 4 土砂災害危険区域からの移転助成制度の創設

(理 由)

本市は斜面地の多い地形特性から危険な急傾斜地区が多く、全国トップクラスの土砂災害警戒区域の指定が見込まれ、毎年降雨期には、がけ崩れが発生し多くの家屋等が被害を受けております。

急傾斜地の崩壊対策事業につきましては、国の交付金による県事業と県の補助金による市事業で実施しながら、鋭意整備に努めているところでありますが、1地区当りに要する事業費が大きいこと、要望箇所が多いこと等により、危険箇所1,065箇所に対し整備完了箇所は281箇所、整備率は26.4%という現状にあります。

長崎県国土強靱化地域計画においては、事前に備えるべき目標として「大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる」こととなっており、地域住民の安全安心に係る事業については、他の事業とは差別化を図り最優先で事業を推進していくべきと考えております。

急傾斜地崩壊対策事業は、斜面の崩壊による被害から地域住民の生命を守ると共に、民生の安定に寄与する重要な事業であるため、国が推進する「防災・減災、国土強靱化」の観点からも重点配分による所要の事業費確保と整備促進を強く要望するものです。

また、本市においては、防災・安全交付金事業の採択要件を満たさない中小規模

の対策要望が多いことから、大きな整備進捗が見込まれる県事業ではなく、市事業での採択となるケースが多く、県事業と市事業の要望箇所数と事業待ち年数には大きな開きがあり、整備進捗の阻害要因となっております。

このようなことから、未整備箇所の早期解消のため、採択要件のひとつである保全人家戸数の地域特性に即した引き下げについて、国への働きかけをお願いするものです。

加えて、土砂災害危険区域からの居住移転が図られるよう、既存の「がけ地近傍等危険住宅移転事業」を補完する、新たな移転助成制度の創設をお願いするものです。

〈事業の概要〉

1 県事業

未整備：日野地区など21地区

【事業費 約50億円（市負担金 約5億円）】

【着手までの待ち年数 約5年】

事業中：陣の内（2）地区など24地区（令和元年度末時点）

2 市事業

未整備：黒髪(3)地区など38地区

【事業費 約36億円 着手までの待ち年数 約7年】

事業中：長坂（16）地区など16地区（令和元年度末時点）

※急傾斜地崩壊危険箇所の状況

危険箇所数 1,065箇所（県内第2位、長崎県5,121箇所：全国第3位）

整備箇所数 281箇所（整備済219箇所＋人工がけ62箇所）

整備率 26.4%（令和元年度末見込み）

吉福地区

(着工前)



(完 成)



(所 管)
土木部砂防課

【本市の重点課題】

(安全を支える環境整備)

2 特殊地下壕対策事業について

(「佐世保市国土強靱化地域計画」関連事項)

特殊地下壕対策事業につきまして、市民の貴重な生命と財産を守り、安全で安心な生活環境を確保するため、下記事項に格段の御高配をお願いいたします。

特殊地下壕対策事業の所要の事業費確保

(理 由)

戦後70年以上が経過した今日、本市においては未だに数多くの特殊地下壕が存在しており、今後、陥没や崩壊等により、人的・物的被害を伴う事故が発生する恐れがあります。

市民の貴重な生命と財産を守り、安全で安心な生活環境を確保するためには、国の補助事業である「特殊地下壕対策事業」を活用しての対策が不可欠なことから、特殊地下壕対策事業費の確保について要望するものです。

※特殊地下壕の状況

要対策箇所数 87箇所 (うち国庫補助対象：26箇所)
(平成19年度調査結果+新規箇所)

対策完了箇所数 70箇所 (うち国庫補助対象：19箇所)
(令和元年度末時点)

完了率 80.5% (令和元年度末時点)



壕口状況



壕内状況

(所 管)
土木部道路維持課

【本市の重点課題】

（安全を支える環境整備）

3 二級河川の整備促進について

（「佐世保市国土強靱化地域計画」関連事項）

近年の気候変動による豪雨等に伴い、全国各地で頻発化・激甚化する水害を踏まえ、治水安全度向上の早期実現を図るため、本市内における二級河川のより一層の整備促進（加速化）並びにソフト対策の強化につつまして、格段の御高配をお願いいたします。

- 1 日野川の整備促進
- 2 早岐川の整備促進
- 3 相浦川の整備促進
- 4 河川内の河道掘削及び樹木伐採の計画的な実施
- 5 防災・減災にかかるソフト対策の強化

（理 由）

1 日野川

本河川は、相浦川と合流する水門から約900mが低地盤、緩勾配、感潮河川で出水期に満潮と重なりますと沿川地域は、家屋の浸水及び農地や主要地方道佐世保日野松浦線の冠水を繰り返す常襲氾濫地帯となっております。

この状況の中で、平成3年度から事業着手がなされておりますが、内水浸水対策として市で実施する雨水排水施設整備と連携し、目標とされる令和5年度の完成に向け、引き続き整備促進をお願いするものです。

2 早岐川

本河川は、川幅が狭く流下能力が低いいため過去幾度となく洪水氾濫を起こしており、昭和42年7月や平成2年7月の水害では、家屋の浸水及び農地の冠水被害が発生しています。

特に、平成2年7月の水害では、出水期に満潮と重なり下流部の広い範囲に渡って浸水被害が発生しております。これらの水害を契機としまして、河岸を災害

復旧などにより整備を実施されていますが老朽化は激しく、また、河川沿いには家屋が密集しており、川幅も狭いまま取り残されています。

このような状況の中で、平成26年度から事業着手がなされておりますが、平成30年7月の西日本豪雨では、氾濫危険水位を越え、避難指示も発令されるなど、河川沿いの住民にとっては危機的状況であったことを踏まえ、関連する市道の整備につきましては、最大限協力して参りますので、早期完成に向け、より一層の整備促進をお願いするものです。

3 相浦川

本河川は、昭和23年9月の台風をはじめに度重なる水害が発生し、なかでも昭和42年7月の洪水は、死者が出るなどの甚大な被害を受けており、河川の改修事業が行われ中里橋から上流域にかけてはほぼ完了しておりますが、下流域は河積が不足している状況となっております。

このような状況の中で、河口から中里橋までの河積が不足している区間の治水安全度の向上と総合的な治水対策が必要となっており、平成26年度から事業着手がなされておりますが、平成30年7月の西日本豪雨では、氾濫危険水位を越え、避難指示も発令されるなど、河川沿いの住民にとっては危機的状況であったことを踏まえ、早期完成に向け、より一層の整備促進をお願いするものです。

4 河川内の河道掘削及び樹木伐採の計画的な実施

本市内を流れる二級河川の一部におきまして、立木や暖竹などの繁茂及び土砂の堆積が見受けられており、平成30年7月の西日本豪雨では、本市においても、相浦川や早岐川が氾濫危険水位を越え、河川内の樹木等が障害となり河川氾濫の危険性も危惧される状況でありました。

近年の集中豪雨などを受け、市民の災害に対する意識がより一層高まっており、河川断面を確保するためにも、河道掘削や樹木伐採が必要不可欠となっています。

このような現状を踏まえ、防災・減災のための治水対策として、国が推進する「防災・減災、国土強靱化」の観点からも新設された緊急浚渫推進事業の活用など、重点配分による河川内の河道掘削及び樹木伐採のより一層の促進と計画的な実施についてお願いするものです。

5 防災・減災にかかるソフト対策の強化

近年では、平成30年7月の西日本豪雨や令和元年の台風19号など、集中豪雨等に伴う甚大な被害が全国各地で発生している状況の中、長崎県で設置している雨量計によると、本市内においても令和元年8月27日には1時間117ミリの記録的短時間大雨を観測し、また、翌28日には大雨特別警報が発表されるなど記録的な大雨となり、江迎川では氾濫による浸水被害も発生いたしました。

河川整備などのハード対策については、整備効果は高いものの完成までに長期

間を要するため、全国的に河川整備が進捗している一方で、氾濫危険水位を超える河川数は年々増加しているとのことです。

このように気候変動に伴う外力増加に対し整備が追いついていないという現実を踏まえ、ソフト対策の強化も併せて推進することが重要であると考えます。

このようなことから、災害の切迫状況などリアルタイムに情報を収集し、住民の避難行動につながるわかりやすい情報を提供するため、河川監視カメラ及び危機管理型水位計の追加設置をお願いするものです。

また、本市内においては、過去に水害実績がありながら水位周知河川に指定されていない二級河川も存在していますので、台風19号等一連の災害を踏まえ、水位周知河川の追加指定について積極的にご検討いただくようお願いするものです。

〈事業の概要〉

- 1 日野川 L = 1, 840 m
- 2 早岐川 L = 1, 840 m
- 3 相浦川 L = 5, 040 m
- 4 市内の二級河川数 N = 47 河川



平成 28 年 6 月 22 日 県道冠水状況
日野川



平成 2 年 7 月 2 日 水害状況 (早岐小学校付近)
早岐川



平成 30 年 7 月 6 日 相浦橋付近の状況
相浦川



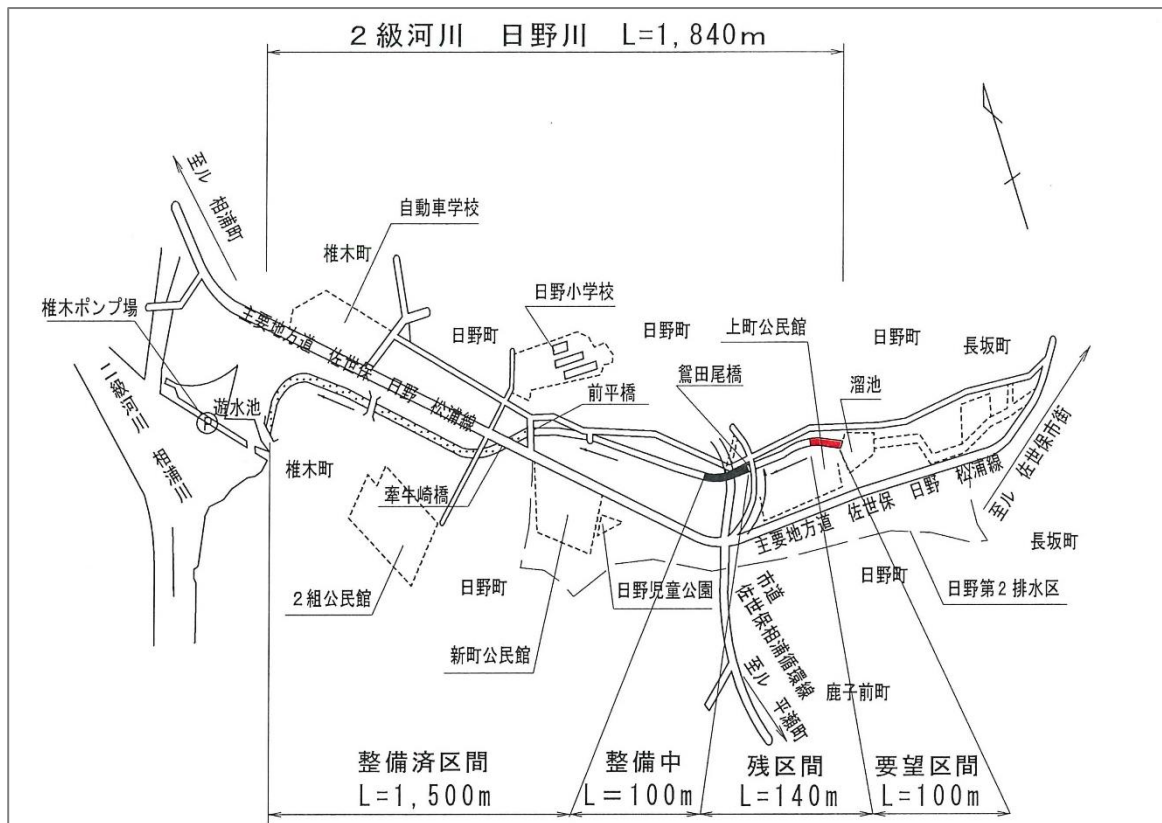
早岐川

中原町 梶の川中原歩道橋線付近の状況

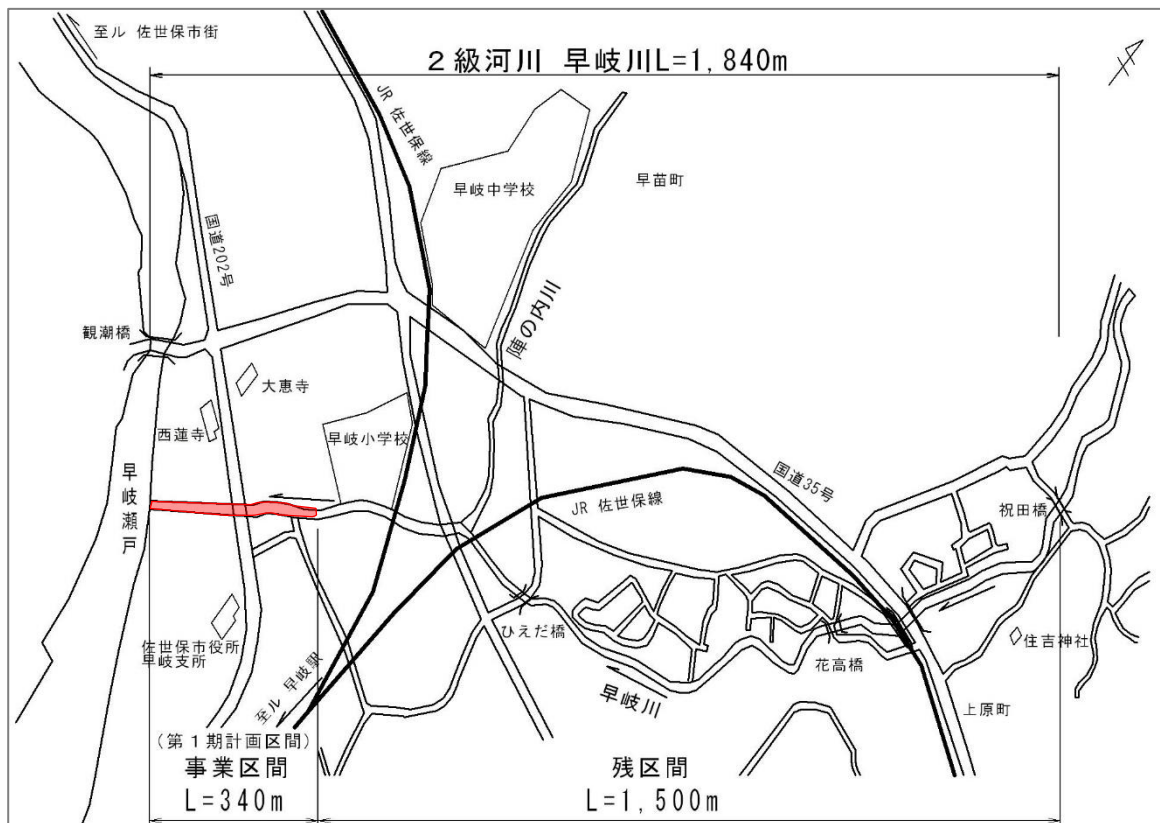


小森川

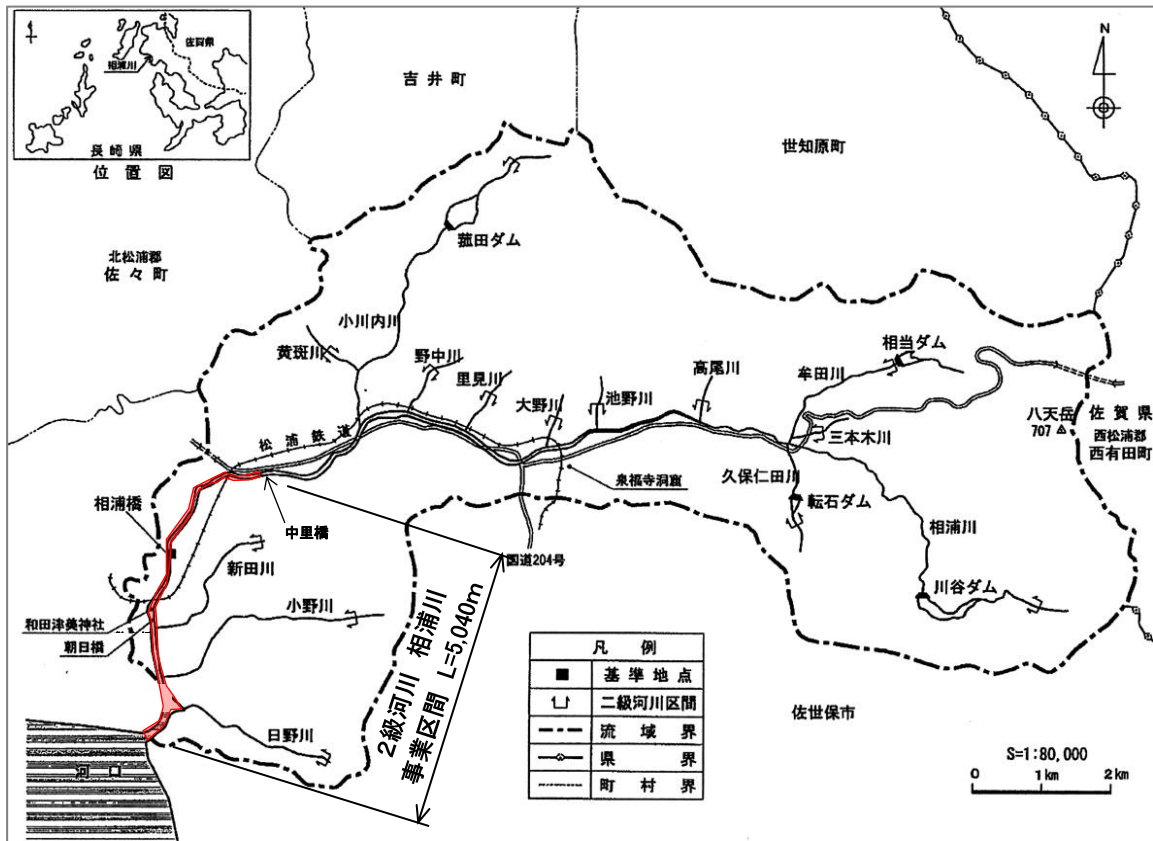
〈日野川〉



〈早岐川〉



〈相浦川〉



(所 管)

土木部河川課

【本市の重点課題】

(教育・文化の充実)

1 県北地域における文化芸術の振興について

県民が文化芸術に触れる機会の均衡と、県北地域の振興を図るために、当地域における文化芸術の振興につきまして、格段の御高配をお願いいたします。

- 1 県北地域における長崎県美術館分館の整備
- 2 県北地域への文化芸術事業の積極的な展開

(理 由)

- 1 県北地域における長崎県美術館分館の整備

県北地域の中心を担う佐世保市において、質の高い文化芸術を醸成するための美術活動の拠点として、さらには、文化芸術によるまちの新しい価値や魅力の構築を通じて地域振興を図る拠点として、新たな美術館は必要不可欠です。

県北地域住民に身近に文化芸術へ触れる機会を提供するためにも、当地域における長崎県美術館の分館の整備をお願いするものです。

- 2 県北地域への文化芸術事業の積極的な展開

県民が等しく文化芸術に触れる機会の均衡と、県北地域の文化芸術の振興を図るために本市が行う文化芸術事業に対し、新たな交付金の新設等による財政支援をお願いするものです。

(所 管)

文化観光国際部文化振興課

【本市の重点課題】

(教育・文化の充実)

2 県立武道館の機能拡充について

県北地域において、弓道競技の普及及び競技力向上を図るため、県立武道館弓道場の遠的用競技施設の整備をお願いいたします。

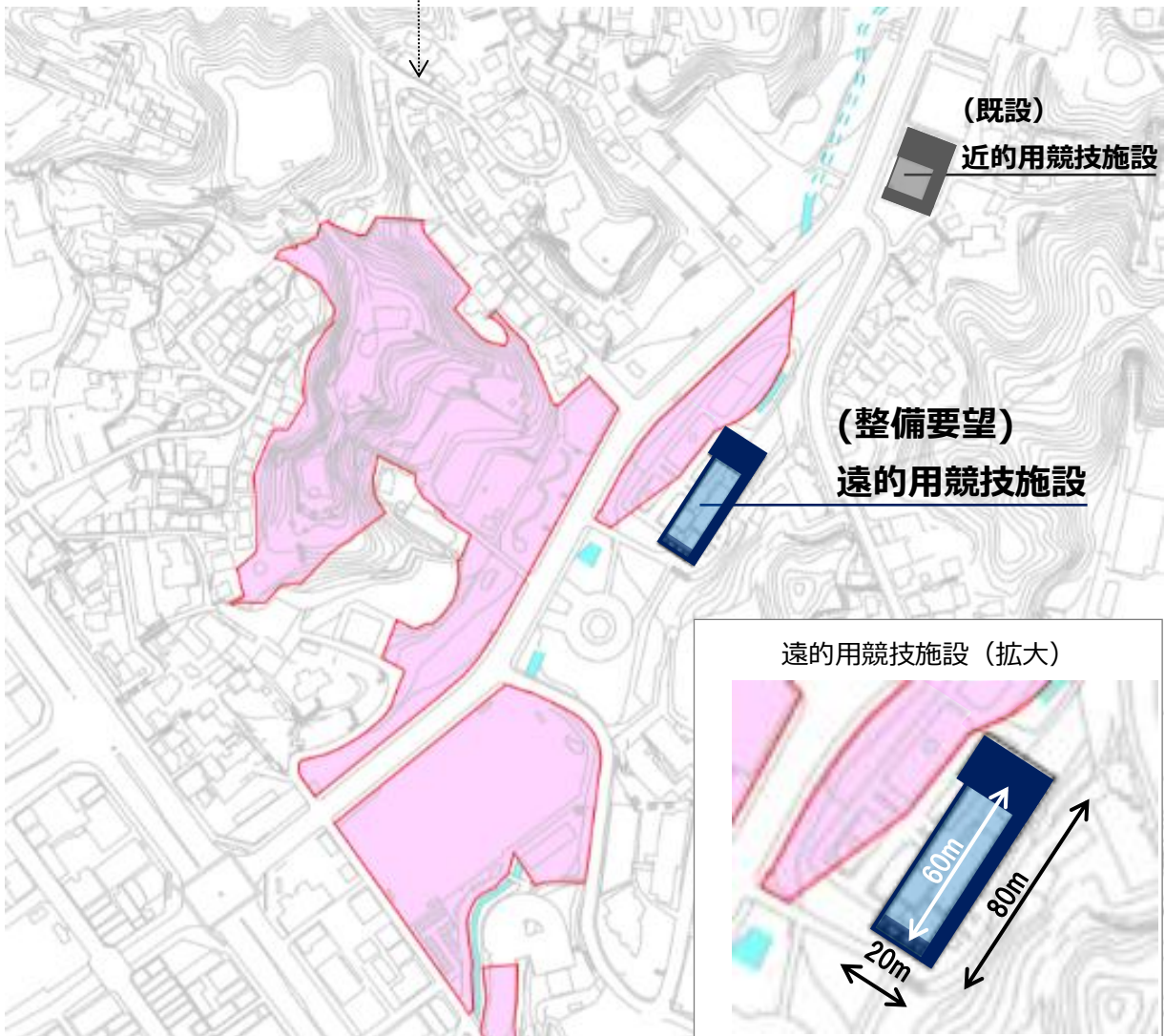
(理 由)

弓道競技は、射位からの中心までが28mの近的競技と射位からの中心までが60mの遠的競技の2種目で行われます。佐世保市内には、平成元年9月に完成し、平成2年4月供用開始の長崎県立武道館弓道場がございますが、近的競技専用施設であるため、遠的競技を行うことができません。

県民体育大会等の大会では、近的と遠的の2種目同時開催ができる施設が必要となりますが、県内では、長崎市と大村市の弓道場に近的と遠的の2種目同時開催できる屋内射場施設があるものの、佐世保市及び県北地域にはございません。

現在、佐世保市内で市民体育祭等の大会を開催する場合は、長崎県立武道館弓道場近くの学校施設のグラウンドに特設射場を設置のうえ開催しているのが実状であり、日常的に遠的競技の練習はできない状況です。

佐世保市及び県北地域の弓道競技の普及・競技力向上のためにも、県立武道館弓道場(近的競技場)周辺に遠的用弓道場の公式競技施設整備をお願いするものです。



(所 管)
教育庁体育保健課

【本市の重点課題】

（教育・文化の充実）

3 地域ニーズに即した高等学校教育の充実について

地域の高等学校教育につきましては、地域のニーズに即した造船関連技術を学べる環境の整備をお願いいたします。

（理 由）

佐世保市を含む県北地域は、造船業を主要産業としており、多くの造船関連事業所が立地し、高度な造船技術が集積している地域となっています。

しかし、全国的に深刻化・慢性化している企業の人材不足は、地方である本市の造船業界においては特に喫緊の課題であり、今後は、熟練技術者の技術及び経験の伝承が困難な状況となり、企業活動の縮小に伴う地域経済への影響が懸念されます。

造船分野における人材の確保と育成については、国土交通省が推進する「海事生産性革命」において重点課題に挙げられており、本市としても、造船関連の基礎的技能を習得し、本市の主要産業や地域経済を支える貴重な即戦力となる人材の確保・育成が急務であると捉えています。

しかし、平成30年度末で佐世保市内の工業高等学校の材料技術科が閉科となり、造船人材の確保・育成に適した環境が乏しく、地元造船業界に不安感が広がっています。

高等学校による地域産業に愛着を持つ人材の育成は、将来の佐世保市、ひいては長崎県の産業発展につながるものであると同時に、深刻な生産年齢人口の県外流出を抑止する効果も期待できることは明らかであります。

「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、基本姿勢として「人財立県」を推進すると示されており、本県の宝である人財が県内にとどまり活躍できるよう産学官が連携し、学校教育や産業人材教育の充実を図ることが、地方創生にとって重要であります。

従いまして、佐世保市内の高等学校に、地域のニーズに即し、県北地域の造船業を担う人材育成のための造船コースの設置など学科再編等をお願いするものです。

（所 管）

教育庁総務課県立学校改革推進室

（関係部局）

産業労働部若者定着課

【本市の重点課題】

（教育・文化の充実）

4 県立世知原少年自然の家の運営存続について

県立世知原少年自然の家の運営存続につきまして、格段の御高配をお願いいたします。

- 1 施設の存続と健全な運営確保
- 2 青少年の豊かな体験活動機会の確保
- 3 施設運営に関する地元等への十分な協議機会の確保

（理 由）

- 1 「県立世知原少年自然の家」は、昭和 51 年に旧世知原町に設置された施設であり、青少年の健全育成と豊かな自然体験活動の提供を目的とした社会教育施設であります。平成 17 年 4 月の市町合併によって佐世保市所在となりました。

現在、佐世保市はもとより県北域を中心に県内外から、毎年、約 2 万 5 千人の利用者が訪れ、特に小中学生の宿泊体験や自然観察などの利用で親しまれる貴重な施設となっております。また、その利用の時期は、夏・秋季に集中している現状です。

そのような中、当該施設を所管する県教育委員会から、令和元年 12 月の県議会におきまして、同じく本市内に所在する「県立佐世保青少年の天地」にその機能を集約し、「県立世知原少年自然の家」は、令和 3 年以降廃止することで検討を進めているとの報告がありました。

このことを受け、令和元年 12 月 19 日に本市及び本市教育委員会として、当該施設の運営存続と丁寧な説明を求めて要望書を提出し、また令和 2 年 2 月 17 日には、佐世保市、平戸市、松浦市、佐々町及び小値賀町の 3 市 2 町連名で同趣旨の要望書を提出したところです。

その後、本年 2 月定例県議会一般質問に対する答弁において、「集約後の受入体制などをしっかり整理して、利用者の不安を払拭し、一定時間をかけて検討していく」と廃止時期を延期する旨の県教育委員会から見解をお示しいただきましたが、現段階で当該施設の運営存続については、まだ見えないものがございます。

本市内には、同じような体験学習の場として「県立佐世保青少年の天地」が所在しますが、それぞれの施設の設立の経過も異なり、また、そこでの体験内容には大きな違いがあります。同一自治体内に同種の施設が二つあることでの統合集約ということでは、青少年にとって貴重なその施設ならではのさまざまな体験学習メニューが失われることを懸念するところです。まずは、今後も安定的な推移

が見込まれる利用者への利便の確保と、地元地域の活性化への寄与を目的に、当該施設の健全運営を第一前提とした存続策をご検討くださいますようお願いするものです。

- 2 さらに、年間約6万人を超える利用者がある「県立佐世保青少年の天地」と「県立世知原少年自然の家」を集約統合するという計画では、広く県北域をカバーする施設として、特に利用する時期が夏期・秋期に集中することから、これまでのように利用を希望する方々を全て受け入れることができるのか、また、安全な管理運営が保てるのか懸念されるところです。

これまでの利用実績を踏まえた十分な分析と将来予測はもちろん、当該施設の役割や効果を踏まえたうえで、存続についてご検討をいただき、ご判断をくださいますことをお願いするものです。

- 3 「県立世知原少年自然の家」が所在する地元世知原地区では、当該施設の開設当時から用地の提供など地域をあげて支援と協働活動を推進してきたと伺っております。まさに地域に密着し拠り所となっている施設が失われる危機感に、地域からは驚きと戸惑い、さらには説明不足に対する不満の声が出ておりますので、このことにつきましては格段のご配慮をお願いするものです。

また、説明に際しては「運営終了」を前提とせず、その施設の「在り方」からの議論ができる協議の場となるようご配慮をお願いするものです。

〈事業の概要〉

1 施設運営

指定管理方式：指定管理者「長崎県青少年体験活動推進協会」

※世知原・佐世保・千々石の3施設を一括受託

指定管理料：46,121千円（世知原分を抜粋 令和元年度予算ベース）

年間利用者数：25,208人（平成30年度実績）

施設概要：面積39,210㎡ 宿泊室200名・テントサイト150名
昭和51年2月開所



(所 管)

教育庁生涯学習課

【本市の重点課題】

（快適な生活と交流を支える基盤整備）

1 幹線道路の整備促進について

（「佐世保市国土強靱化地域計画」関連事項）

幹線道路の整備促進と事業費の確保につきまして、格段の御高配をお願いいたします。

1 交通渋滞対策事業

- （1）一般国道202号（浦頭交差点～西海パールライン入口交差点間）の4車線化の整備促進
- （2）一般県道俵ヶ浦日野線（赤崎工区）の整備促進
- （3）都市計画道路 春日瀬戸越線（春日町交差点～泉福寺交差点間）の整備促進
- （4）一般県道平瀬佐世保線（広田工区）の整備促進
- （5）一般国道204号（田原交差点）の整備促進

2 広域連携促進事業

- （1）一般県道佐世保世知原線（板山トンネル〔仮称〕）の整備促進
- （2）主要地方道佐々鹿町江迎線（鹿町工区）の整備促進

（理 由）

1 交通渋滞対策

本市の道路体系は、国道や県道などの幹線道路を中心に構成されており、これらの路線には市民をはじめ来訪者の交通の集中が見られます。

特に、早岐地区や大野地区などの商業・住宅集積地の交通が集中する交差点や鉄道踏切においては、長崎県交通渋滞対策協議会の主要渋滞箇所指定されるなど、著しい渋滞が見られます。

また、大型国際クルーズ船の寄港の本格化に伴い、観光バスの増加による道路の渋滞が見られ、特に、市内外へのアクセス路について交通環境改善を望む声が高まっています。

交通渋滞は、沿線地域の社会・経済活動に大きな影響を及ぼすことから、渋滞対策としての事業推進についてお願いするものです。

2 広域連携促進事業

連携中枢都市圏構想においては、中核となる市と周辺の市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会を維持するための拠点形成が目的とされています。

将来に向けた地域経済・社会の一体的かつ持続的発展を図るため、本市を中心とした12市町で構成する「西九州させぼ広域都市圏」を形成しており、連携を支える幹線道路の整備促進について願います。

〈事業の概要〉

1 交通渋滞対策事業

(1) 一般国道202号（浦頭交差点～西海パールライン入口交差点間）

概要：佐世保港浦頭地区における国際クルーズ船の就航による観光バスの増加に伴う交通渋滞緩和を図るための4車線化事業

令和2年度 用地買収・工事实施予定

(2) 一般県道俵ヶ浦日野線（赤崎工区）

概要：展海峰や観光公園（整備中）など俵ヶ浦半島へのメインのアクセス路の交通環境改善を図るための道路新設事業

令和2年度 測量・設計実施予定

(3) 都市計画道路 春日瀬戸越線（春日町交差点～泉福寺交差点）

概要：大野地区を中心とした佐世保市北部地区の交通渋滞緩和を図るための現道拡幅及び道路新設事業

令和2年度 測量・設計実施予定

(4) 一般県道平瀬佐世保線（広田工区）

概要：早岐・広田地区の交通渋滞緩和を図るための道路新設事業

令和2年度 用地買収・工事实施予定

(5) 一般国道204号（田原交差点）

概要：田原交差点の渋滞解消を図るための交差点改良事業

令和2年度 用地買収実施予定

2 広域連携促進事業

(1) 一般県道佐世保世知原線（板山トンネル〔仮称〕）

概要：松浦市、旧世知原町、佐世保市中心部を最短ルートで結び、広域的な連携を可能とするための道路新設事業

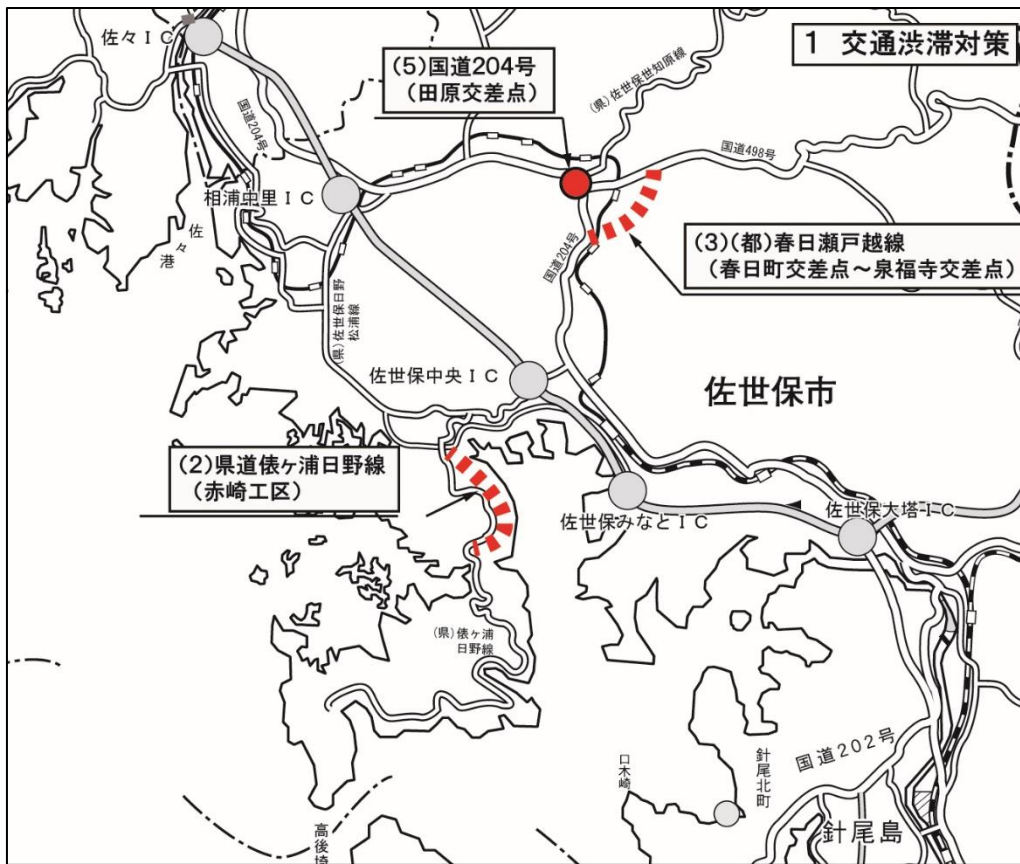
令和2年度 トンネル工事など実施予定

(2) 主要地方道佐々鹿町江迎線（鹿町工区）

概要：延伸される西九州自動車道の I C と鹿町町、小佐々町を結び、広域的な連携を可能とするための道路新設事業

令和 2 年度 工事実施予定





(3) 県道俵ヶ浦日野線の交通状況



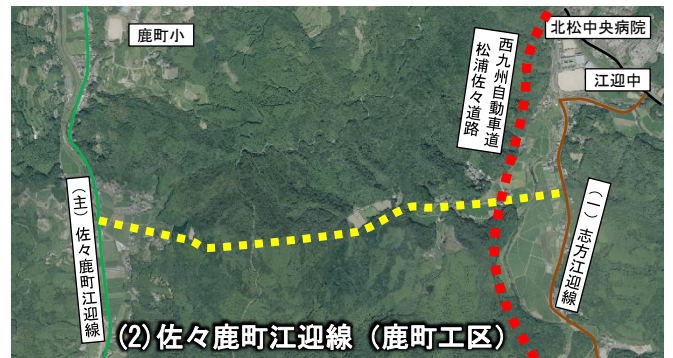
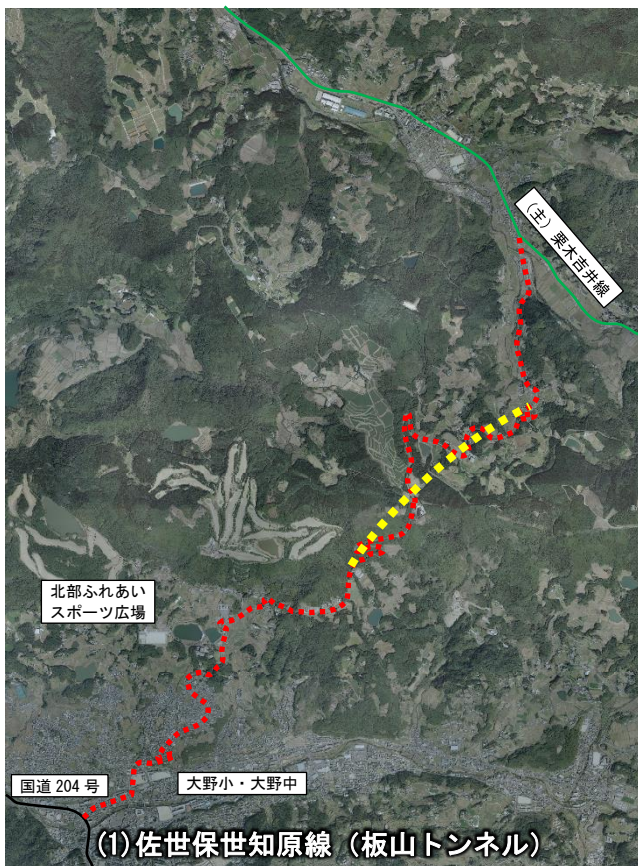
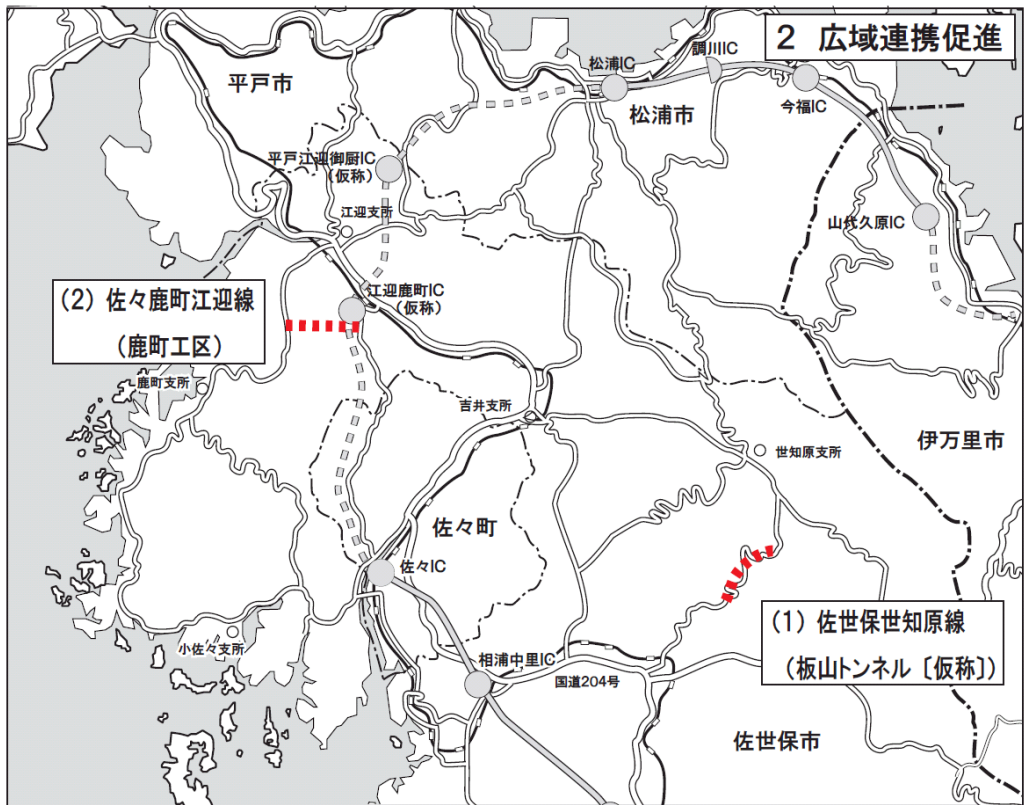
(2) 国道 498 号における渋滞状況



(5) 県道佐世保世知原線における渋滞状況



(5) 国道 204 号における車両滞留状況



(所 管)
土木部道路建設課、道路維持課、都市政策課

【本市の重点課題】

(快適な生活と交流を支える基盤整備)

2 都市計画道路 佐世保縦貫線（国道35号）の

渋滞・交通安全対策とまちづくりについて

都市計画道路 佐世保縦貫線（国道35号）の渋滞・交通安全対策とまちづくりにつきまして、格段の御高配をお願いいたします。

佐世保縦貫線（国道35号：潮見交差点付近～福石町交差点）の 渋滞・交通安全対策および沿線における面的整備

(理 由)

佐世保縦貫線は、本市の骨格となる主要幹線道路で、公共交通機関を含めた多くの交通が集中する重要な都市計画道路です。昭和4年の都市計画街路網認可により整備が進められ、昭和20年の全線開通の後、昭和21年に都市計画決定した戦災復興事業として、城山町から潮見交差点付近まで幅員を6車線として拡幅整備されました。

しかしながら、潮見交差点付近から福石町交差点間（710m）につきましては、6車線とする都市計画決定から70年以上が経過した今日においても拡幅されておらず、一日約5万台の交通量の中、バスベイや交差点の右折レーンも十分ではないため、慢性的な渋滞や事故が発生していることから、周辺道路にも影響しており、市民の安全な生活や社会・経済活動へ影響を及ぼしています。

この対策の一つとして、平成30年3月に並行する西九州自動車道の4車線化が事業化され、厚く感謝を申し上げるところでございます。しかしながら、新たに公表された最新交通量データによる将来交通量推計において、新規事業化された西九州自動車道の4車線化を考慮した場合、佐世保縦貫線は現在の4車線でも基準としては対応できるものの一定の交通量は残り、現道にバスベイや右折レーンがないため、バスの停車や右折車両による通行障害に起因する渋滞や事故の発生等、現道の課題解決には至らないことが推測されます。併せて西九州自動車道の施工時には本線および高架下の県道を長期にわたり大規模な通行規制が行われることが想定されており、さらなる渋滞や事故が懸念されるところであります。

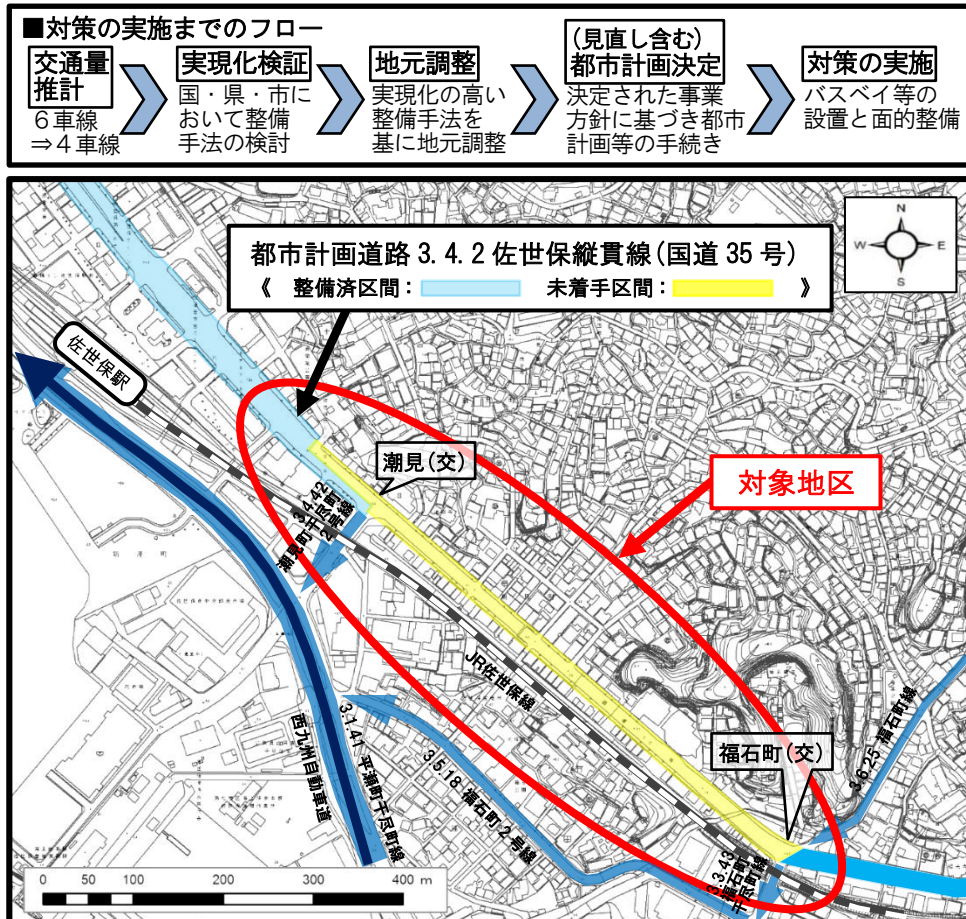
また当区間沿線は、佐世保駅に近い本市の玄関口に位置し、非常にポテンシャルが高い地区であり、過去には商店街であったにもかかわらず、長年の建築制限により土地の高度利用ができておりません。このため当該地の空き店舗を含む空き家率は、約29%にも達している状況であり、地権者への影響のみならず都市形成上の課題も顕著になっています。

これらの諸課題を解決するためには、まず、現道について安全で円滑に通行できるようバスベイや右折レーンを設置していただくこと、および都市計画決定の幅員を6車線から現道の4車線へ変更していただき、市が沿線における面的整備も含めたまちづくりを行うことで道路の渋滞解消や事故の減少のみならず、本市の玄関口に相応しい活気のあるまちづくりにも繋がるものと期待しています。

長崎県におかれては、県北の主要幹線道路でありながらも多くの課題を抱える当路線について、都市計画道路の決定権者として、渋滞・交通安全対策に積極的に関与いただくことを強く要望するものです。また、沿線における面的整備も含めた実現性の高いまちづくりの整備手法の検討やその実現についても御支援と御協力をお願いいたします。

〈事業の概要〉

- ・ 佐世保縦貫線都市計画決定年 昭和21年（延長L=8,540m、幅員W=36m）
- ・ 決定延長の内、未着手区間延長L=710m、未着手区間平均幅員W=20m
- ・ 本要望は、佐世保縦貫線について、現道幅員（4車線）での都市計画の変更と、バスベイ・右折レーンの設置および沿線における面的整備を要望するものです。



佐世保縦貫線中央付近より中心市街地側(佐世保駅側)を望む

(所 管)

土木部都市政策課、道路建設課

【本市の重点課題】

（快適な生活と交流を支える基盤整備）

3 地域の足であるバス等に対する支援の拡充について

地域にとって生活を支える基盤となる路線バスやコミュニティバス等の維持を図るため、県交通政策の観点からも公共交通の維持確保に向け、支援の拡充をお願いします。

- 1 路線バスにおける県単補助制度の補助要件について、特に国が先行して廃止を行った路線長・経常収支率における補助要件の緩和
- 2 利用者の確保が年々厳しくなる路線バスの輸送人員における補助要件の緩和
- 3 今後取組の強化が必要となる交通不便地区におけるコミュニティバス等の運行について、現行の国の補助制度に合わせた、県の協調補助の実施

（理 由）

平成14年2月に改正道路運送法が施行され、路線バス事業の需要調整規制が廃止されたこと等を契機として、不採算路線からの事業者の撤退が進んでおります。

このことにより、市町は生活交通の確保方策について主体的に取り組むこととなり、かつ、必要不可欠な路線を維持する場合、多額の財政負担を伴うこととなりました。

こうした中、国においては積極的に公共交通の維持確保に向けて取り組まれており、平成23年度には補助要件の緩和が実現しています。しかし、県単補助の補助要件は現状に則した見直しが行われておらず、従来の国の基準と同等の厳しい補助要件のままとなっています。そのため、国の補助制度の対象外となった路線は、県単補助制度も対象外となる可能性が高く、その場合、市に多額の財政負担が発生することになります。よって、県単補助要件の緩和をお願いするものです。

また、交通不便地区対策については、国の補助制度しかなく、今後取組の拡充を図っていく上で、市の財政負担が大きくなっているところです。

コミュニティバス等の運行による交通不便地区対策は、既存のバス路線への連絡というフィーダーの役割を担っており、バス路線の維持という観点からも有効な手段であることから、現行の国の補助制度に合わせ、県も協調補助を行っていただきますようお願いいたします。

〈事業の概要〉

(1) 現況 (R1. 11月時点)

【地方バス路線維持対策】

- ・広域的幹線的路線 (国・県・市補助)
 - 1 路線 (妙観寺線)
- ・長崎県生活バス路線 (県・市補助)
 - 1 路線 (宇久線の一部)
- ・廃止代替バス路線 (市補助)
 - 4 路線 (世知原松浦線、口木線、宇久線の一部、菰田世知原線)

市の欠損補助実績額 (平成30年10月～令和元年9月運行分)

36, 108千円 ※予算額を記載。補助確定後修正

※菰田世知原線は令和元年度から、世知原松浦線は平成26年度から国だけでなく県の補助要件も満たすことが出来ず市単独補助となっている。宇久線4号系統は平成25年度から県単独補助を外れて市単独補助となっている。

【交通不便地区対策】

- ・実施地区 9地区

{	実施中：中通・大野・世知原・三川内・小佐々・柚木
	江迎・吉井・黒髪
- ・運行形態 路線定期運行型 (超小型バス、ジャンボタクシー等)
予約制乗合タクシー (一般タクシー)
- ・運行に伴う市の欠損補助見込み額 (令和元年度) 11, 854千円
- ・今後の取組予定 日宇地区への路線定期型導入、新規地区への区域運行型導入。

(2) 地方バス路線維持対策に係る補助制度の概要

- ① 国の補助制度 (上記1路線が適用)
複数市町村にまたがり、運行回数1日3回以上、輸送量が1日当たり15～150人で都道府県庁所在地、広域行政圏の中心にアクセスする路線 ほか
- ② 県の補助制度 (上記1路線が適用)
路線長10km以上、運行回数1日3回以上、輸送量が9～150人/日、経常収益が経常費用の11/20以上の路線
- ③ 市の補助制度 (上記4路線が適用)
区間キロが2km以上、運行回数1日3回以上、1回あたりの乗降者数4人以上、廃止対象のバス停から2km以内に他の代替路線もしくは代替輸送機関 (タクシーを除く) がない。

(所 管)

地域振興部交通政策課

【本市の重点課題】

(快適な生活と交流を支える基盤整備)

4 地域鉄道「松浦鉄道」の施設整備推進のための 支援策の充実について

(「佐世保市国土強靱化地域計画」関連事項)

地域鉄道である「松浦鉄道」の施設整備に関しまして、鉄道の安全運行の確保のため、以下について国への働きかけを強く要望いたします。

さらに、「松浦鉄道」は、佐賀県・長崎県に跨る広域鉄道であることを考慮し、沿線自治体における中心のかつ積極的な県の役割を果たしていただきますようお願いいたします。

- 1 国の要綱に定める補助率上限での補助交付
- 2 地域鉄道支援に関する国庫補助事業における補助率の嵩上げ
- 3 同事業における地方負担に係る財源措置

(理 由)

戦後建設された各種構造物の老朽化が全国的な問題として報道されている昨今、松浦鉄道が保有するトンネルや橋梁等の鉄道施設の多くは、旧国鉄時代に建設されたもので、今後経年劣化の加速が懸念されることから、安全確保のための施設整備の必要性をますます強く感じているところです。

また、北松浦半島地域の生活の足として利用されている松浦鉄道は、沿線に玄海原子力発電所に近接する地域もあり、同原発の事故等の非常時には、住民の避難のための手段としての重要な役割も担っております。

更に「長崎県国土強靱化地域計画」において鉄道を含めた交通施設の災害対応力を強化する対策（防災・震災対策等）の推進が盛り込まれていることから施設整備の継続は必要と考えております。

松浦鉄道では、平成26年度から10年間の新たな整備計画を策定され、多額の費用負担を要することが見込まれることから、以下について県から国への働きかけをお願いするものです。

- 1 国の要綱に定める補助率上限での補助交付
これまで、施設整備の補助制度においては要綱に基づく確実な補助額が受けられない場合があります、特に車両検査については、今後も補助金が配分できない見通

しであることが示されており、車両検査以外の事業においても補助金が大きく減額されております。

これらの減額された額については、基金の取り崩し等で対応を余儀なくされている実情がありますが、近年、自然災害が多発している現状を踏まえたと、基金は一定額確保しておかなければならない状況にあります。

鉄道輸送の安全確保のためには、車両を含めた一体的な鉄道施設の整備が必要不可欠であるため、国の要綱に定める補助対象経費全てについて、補助率上限での補助交付が受けられるよう、十分な予算措置を講じられることをお願いします。

2 地域鉄道支援に関する国庫補助事業における補助率の嵩上げ

松浦鉄道は、昭和63年にJR松浦線を引き継いで以来、経営努力を重ねてまいりましたが、少子化やマイカー志向などにより、厳しい経営を余儀なくされております。

保有する鉄道施設のほとんどは旧国鉄時代に建設されたものであり、老朽施設を多数抱えていることから、鉄道の安全運行のためには、老朽施設の更新等の整備が必要です。

平成28年度から地域鉄道支援に関する国庫補助は、鉄道施設総合安全対策事業、地域公共交通確保維持改善事業、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業の三事業に分けて支援が行われましたが、現行の補助率での整備は、経営が苦しい事業者及び事業者を支援している地方自治体には大きな負担となるため、補助率の嵩上げをお願いします。

3 同事業における地方負担に係る財源措置

地域鉄道支援に関する国庫補助事業では、地方自治体の協調補助要件は不要となりましたが、協調補助の有無・規模が、事業採択・補助交付の際には勘案されることとなっております。

平成25年度から新たに地域鉄道の施設更新費用の自治体負担に対する交付税措置が図られておりますが、財政力が弱い地方自治体が支援を行う際には、残念ながらまだ十分な措置とは言えないのが実情です。

老朽化が著しい施設の更新を円滑に行うためにも同事業における地方負担に係る更なる財源措置の拡充をお願いいたします。

〈事業の概要〉

松浦鉄道(株)施設整備事業計画

(1) 概要

マクラギ交換、レール・分岐器重量化、橋梁・トンネル整備、通信設備更新など、鉄道の安全運行に資する事業を10年計画で実施する。

(2) 期間

平成26年度(2014年度)～令和5年度(2023年度)

(3) 事業費総額

約25億円

(所 管)

地域振興部交通政策課

